

# 津野町地域福祉計画

## 第3期



令和4年3月

津 野 町

# 目次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	3
3. 地域福祉とは	3
4. 計画における「地域」の考え方	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の位置づけ	5
7. 第2期計画の振り返り	7
8. 第3期計画の策定にあたって	10
<b>第2章 津野町の現状と課題</b>	11
1. 人口及び世帯の状況	11
2. 介護保険の認定状況	12
3. 障がい者の状況	13
4. 児童・生徒数	13
5. 生活保護の推移	15
6. 圏域別の状況	15
<b>第3章 住民へのニーズ調査</b>	18
<b>第4章 基本理念と取り組みの方向性</b>	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	20
3. 施策の体系	21
4. 施策の推進	22
基本目標1 支えあいの人づくり	22
(1) 「生きる力」の育成	22
(2) 福祉意識の醸成	24
基本目標2 支えあいの地域づくり	25
(1) 地域福祉活動の担い手の育成・支援	25
(2) 地域のつながりの強化	27
(3) 防犯・防災体制の充実	30
基本目標3 支えあいの仕組みづくり	32
(1) 包括的支援体制の整備	32
(2) 自立に向けた支援体制の強化	34
(3) 権利擁護の推進	36
(4) 社会参加を支える地域資源の整備	38
<b>第5章 計画の推進</b>	39
1. 計画の推進体制	39
2. 計画の進行管理	39
<b>資料</b>	
1. 津野町実施による住民アンケート調査結果	41
2. 津野町社会福祉協議会による聞き取り・アンケート結果	49
3. 日常生活圏域とコミュニティソーシャルワーカー	73
4. 津野町の地域福祉活動が指すもの	74
5. 津野町地域福祉計画策定員会設置要綱	75
6. 津野町地域福祉計画策定委員会及び事務局	76

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

### (1) 少子高齢化・人口減少の進行

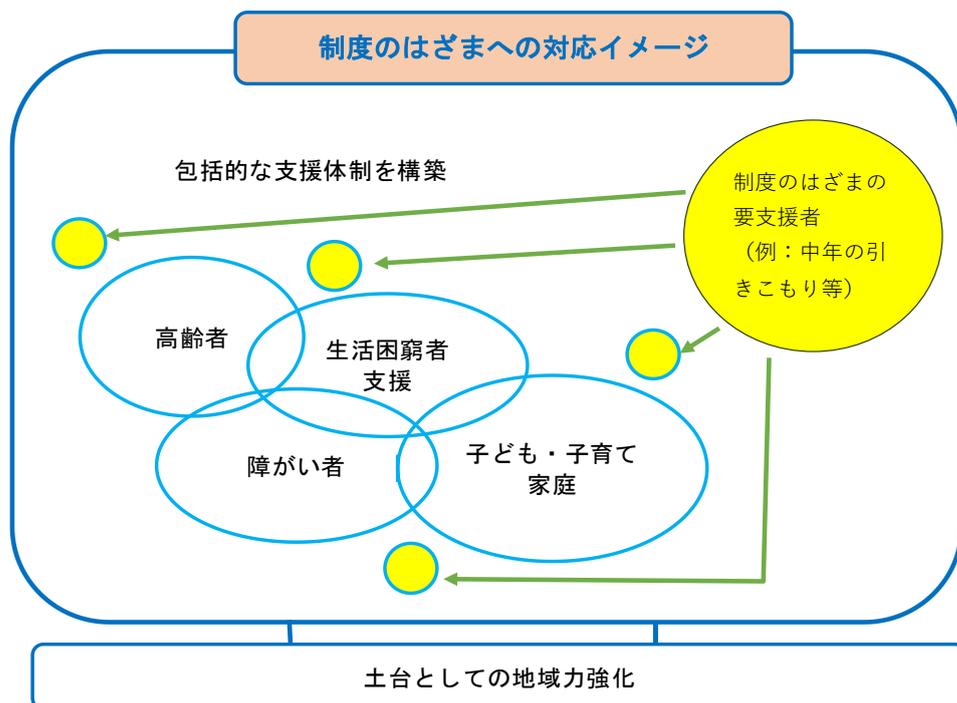
わが国では少子高齢化、核家族化の進行、多様な価値観やライフスタイル等によって地域社会は大きく変化し、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、支えあいの機能の低下が問題視されています。

また、津野町（以下、「本町」という。）においても令和3年9月末現在、総人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は45.0%、また、0～14歳の割合は9.9%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化がさらに進行する見込みとなっています。

### (2) 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題や、介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況となっています。

これまでに、高齢者、障害のある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備して、支援を求める人への取り組みを充実させてきましたが、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われない支援が求められています。



### (3) 社会福祉法の一部改正

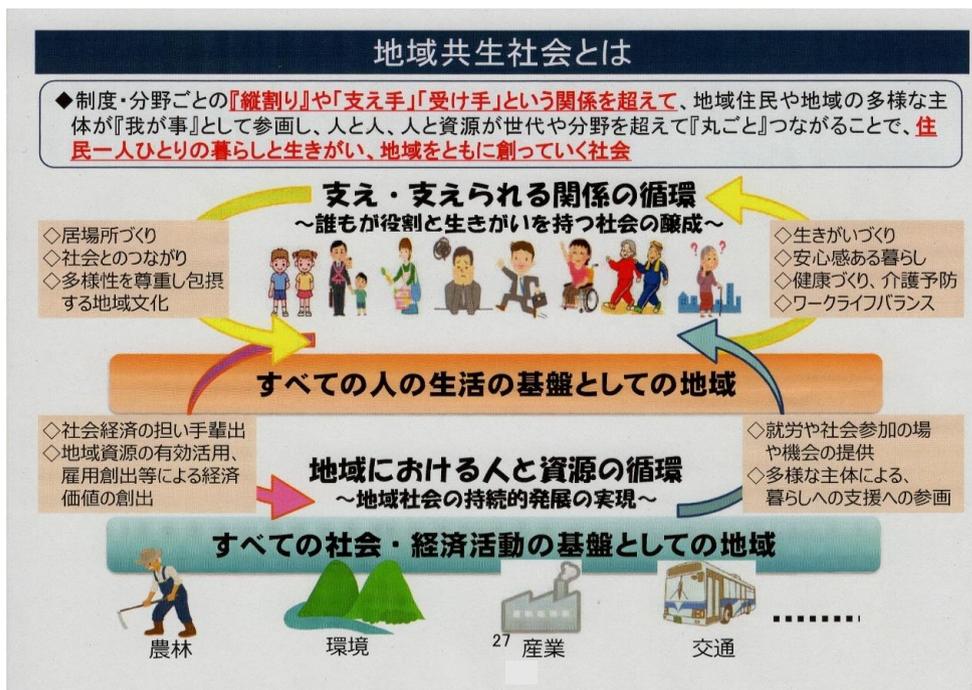
令和2年6月、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の必要性とともに、包括的な相談支援・参加支援・地域づくり支援など重層的な支援体制整備事業の創設が国より示されました。

#### (4) 地域共生社会の実現

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた包括的な支援体制の整備が求められています。

#### 「地域共生社会づくり」のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」（令和元年12月）

#### (5) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっています。

しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定されました。その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされています。そのため、津野町では自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう「津野町成年後見制度利用促進計画」を策定し、本計画に包含します。

#### (6) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

わが国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止への取り組みが大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

## 〔7〕様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

高知県は、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震では大きな被害が予想されています。過去の大規模災害でも障がい者や高齢者等の災害関連死等の割合が高いケースがありましたので、平時の地域の見守り体制づくりなどの備えが必要となることができます。

## 2. 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する計画であり、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すものです。地域住民、行政、社会福祉協議会（社協）、事業者、ボランティアなど、地域福祉に関わるすべての人が一体となり助け合い、支え合う福祉のまちづくりの推進を目的とします。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、これらの計画の内容を包含するものとします。

## 3. 「地域福祉」とは

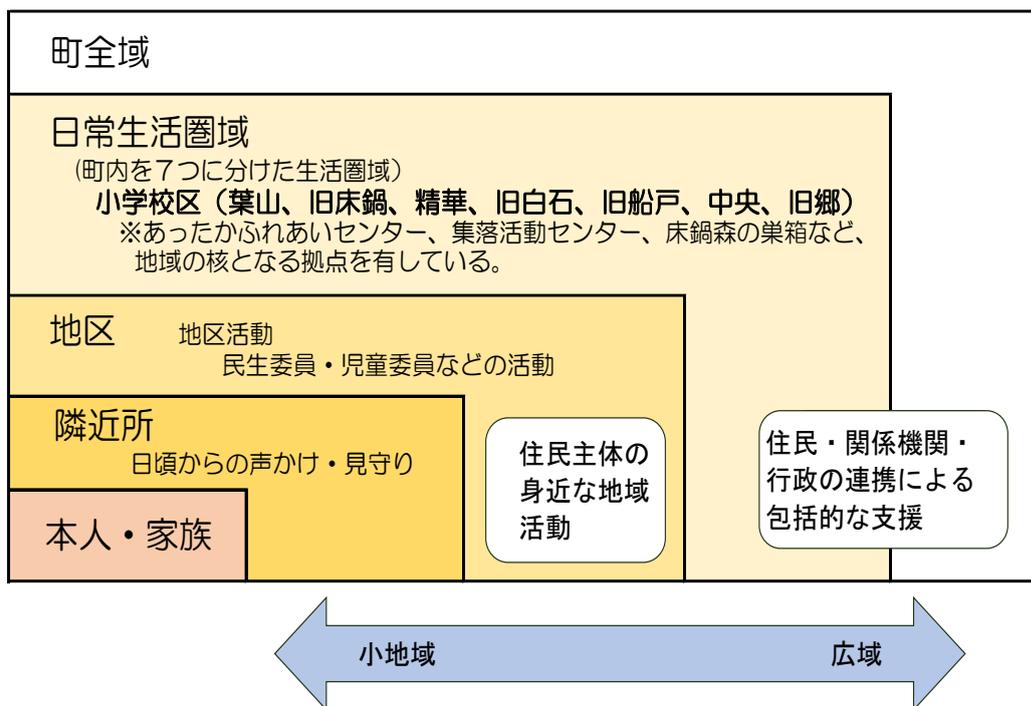
「地域福祉」とは、私たちが住んでいる「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができるよう、「助け合い」「支え合い」「ふれあい」といった考えのもと、地域生活における困りごとの解決に取り組み、より暮らしやすい地域社会をつくっていきこうという考え方です。

そして、地域福祉の推進は、地域づくりの担い手である住民が主役となり、それを支える関係団体・関係機関や行政と力を合わせ、支え合う地域づくりに向けた取り組みを継続していくことと言えます。

## 4. 計画における「地域」の考え方

本計画の策定にあたっては、地理的状況や地域意識のつながりなどから町内を7つの「日常生活圏域」に分け、それぞれ、住民による話し合いの場として座談会を実施してきました。便宜上、これら7つの区域を「日常生活圏域」、各集落を「地区」としてはいますが、これは一つの「地域」の考え方であり、隣近所といった身近な範囲から、学校区、生活圏域など、地理的な状況や住民の関わり方によって「地域」の範囲は様々な捉えられます。本計画においても、「地域」を決まった区域として分けるものではなく、それぞれの範囲が重なり合いながら、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する「地域」を対象として取り組みが行われることを目指すものとします。

## 《地域の範囲と地域福祉活動の展開》



## 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とします。本計画は関係する各計画と連携を図りながら、また必要に応じて見直しを図りながら地域福祉を推進していきます。

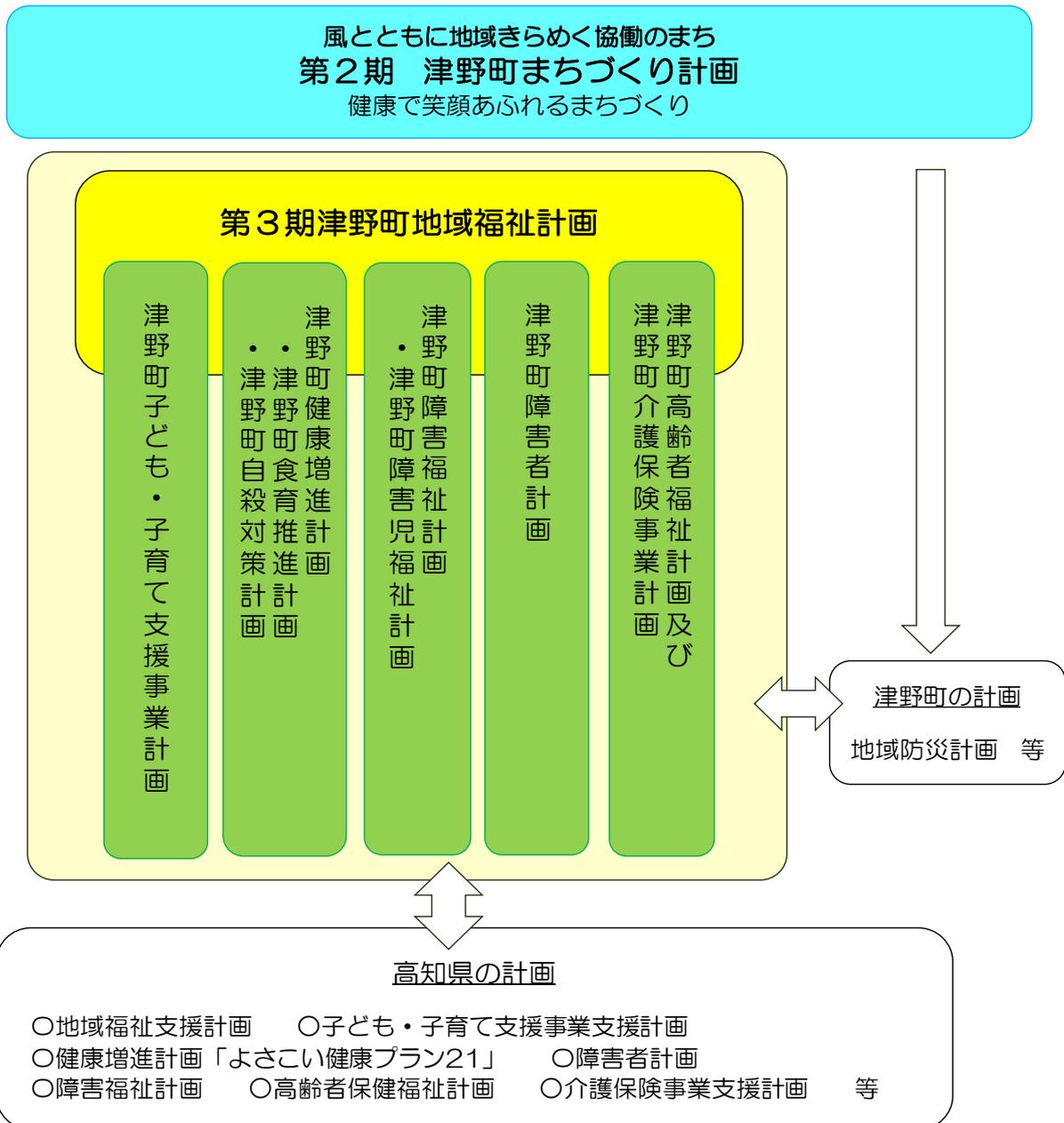
《各計画の期間》

計画	年度																					
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
津野町第Ⅱ期まちづくり計画	第1期										第2期											
津野町地域福祉計画 (津野町地域福祉活動計画)						第1期					第2期					第3期 (R4~R8)						
津野町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第2期	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期										
津野町障害者計画						第1期					第2期					第3期						
津野町障害福祉計画 ・津野町障害児福祉計画	第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画		第8期障害福祉計画							
津野町健康増進計画 ・食育推進計画 ・自殺対策計画				第1期健康増進計画				第2期健康増進計画 ・第1期食育推進計画				第3期健康増進計画 ・第2期食育推進計画 ・第1期自殺対策計画 ※自殺対策計画はR1~										
津野町子ども・子育て支援事業計画											第1期					第2期						

## 6. 計画の位置づけ

### (1) 関連する福祉計画等との連携

本計画は、津野町まちづくり計画を上位計画とし、既存の福祉分野等の関連計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。



## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

町が策定する「地域福祉計画」と整合性を保ちながら、地域福祉の推進に取り組むための実践的な活動・行動計画として、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、これまで津野町と津野町社会福祉協議会が別々に策定したうえで連携を図ってきましたが、今回策定する「第3期津野町地域福祉計画」では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進に向けて目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへとつないでいくことを目指しています。また、一体的策定後の計画名称は「津野町地域福祉計画」とします。

## (3) 法的根拠

### ①地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係者も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

#### 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ②成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成29年法律第29号）第14条の規定に基づき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関をおくよう努めるものとする。

### ③地方再犯防止推進計画

再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画であり、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

#### 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

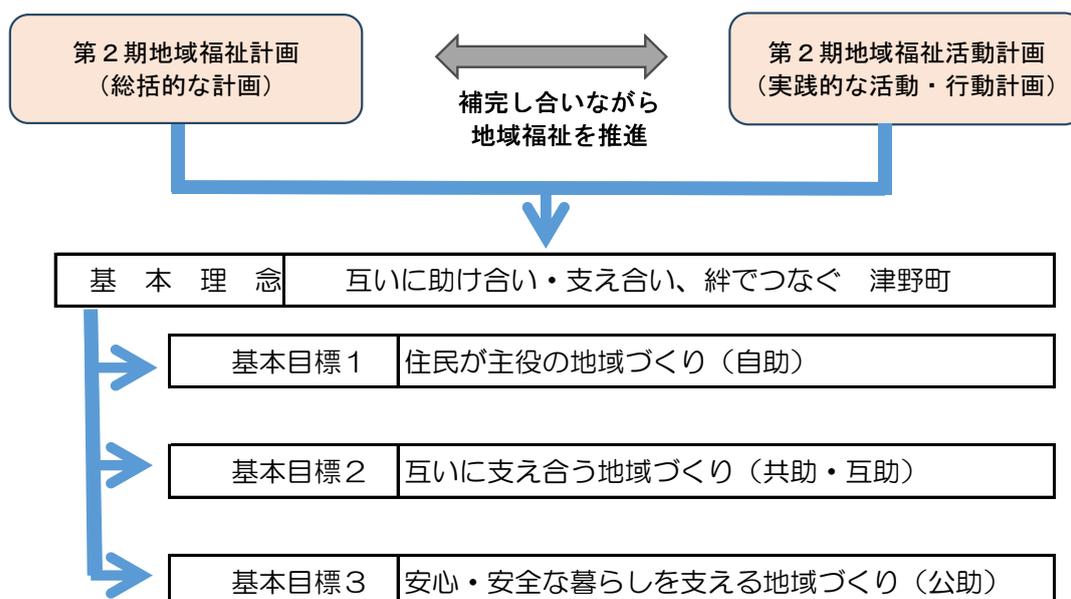
## 7. 第2期計画の振り返り

### （1）第2期計画における「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

近年の少子高齢化や核家族化の進展に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況により、家庭や地域の状況も大きく変化しています。複雑・多様化する地域福祉の課題について、地域のつながりを土台とした活動が求められており、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実はもとより、それぞれの地域で住民同士が互いに助け合い、支え合う「地域の力」が不可欠であると捉え、「互いに助け合い・支え合い・絆でつなぐ津野町」という基本理念のもと、課題に対する3つの基本目標に沿って推進してきました。

また、津野町社会福祉協議会が策定した「第2期地域福祉活動計画」も、「第2期地域福祉計画」の基本理念・基本目標に沿って取り組んでまいりました。

#### 【第2期地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



## (2) 第2期計画の振り返り

### ①地域福祉計画の振り返り

#### 基本目標1 住民が主役の地域づくり（自助） について

地域づくりの主役として、住民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病や介護予防、心の健康づくりなどが取り組めるよう支援を行いました。しかし、各年代にそった継続的な取り組みが行われているものの、「子どもの頃からの早寝早起きや朝食を食べるなどの望ましい生活リズムが定着できていない」「健診受診はしているが生活習慣改善の行動まで至っていない」などの課題が改善されておらず、取り組み内容の充実や改善が必要となっています。

福祉意識の醸成を図るため、保健・福祉・教育など各分野で取り組みを行っていますが、関係部署・関係機関が共通認識を持ち連携した取り組みが必要となっています。

また、地域福祉を担う人材育成においても、健康づくり推進団体などの関係団体では、60歳代以上の会員が多く、若い世代の会員の獲得が困難、実質活動できる会員が固定化しており、活動している人に負担が生じるなど、後継者不足の課題も出ており、住民の自主性を引き出す方策を取り入れて、仕掛けをしていくことが必要です。

#### 基本目標2 互いに支え合う地域づくり（共助・互助） について

住民の生活上の課題の把握と解決に向けて、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、事業所等が重層的に地域の支え合い活動に関わって取り組むことで、地域社会全体で支え「地域の福祉力」向上に努める仕組みづくりのため、各種事業を展開しています。

支援者や地域のつながりにより、情報が得られるケースと、引きこもり・抱え込みに陥るケースなど、展開が異なっていくため、ネットワークの充実が必要です。

地域福祉の拠点として位置付けている「あったかふれあいセンター」につきましても、「集い」に限らず多面的な機能による運営の検討も必要となっており、地域での生活支援のしくみづくりが重要となってきています。

#### 基本目標3 安心・安全な暮らしを支える地域づくり（公助） について

関係機関との連携により、子育て支援・障がい者・高齢者・生活困窮者・その他要支援者に対し、各分野で相談支援体制を充実し、福祉課題や生活課題に即したサービス提供につなげる取り組みを行いました。しかし、相談の仕方がわからない、利用できる制度を知らない、対象者であることがわからない等、支援が必要であっても相談につながらないケースがあり、それぞれの状況に合わせた取り組みが必要です。

権利擁護の推進、防犯・防災対策の充実に取り組みました。また、虐待やDVの相談対応を行っていますが、普及啓発などの予防的な取り組みや早期発見・早期支援が十分でなく体制整備の充実が課題となっています。

引きこもりや生活困窮など複合的な課題やどの制度にも該当しないケースに対し、関係部署や関係機関が連携した対応が必要となっており、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりが課題となります。

## ②地域福祉活動計画の振り返り

### 基本目標1 住民が主役の地域づくり について

小地域福祉座談会や住民研修会、コミュニティスクールなど、地域や学校での取り組みの中で、福祉活動の意義を共有することができました。こうした取り組みを継続しながら、集落活動センターなど地域団体や住民の力を地域の課題解決に活かせるよう、未来を担う人づくりに向けた取り組みを地域ぐるみで行うことが必要です。

### 基本目標2 互いに支え合う地域づくり について

ほっとサービスやふれあい配食サービスにおけるボランティアの不足傾向、福祉委員活動の具体化、地域サロン活動などにおける参加者による協働の運営あったかふれあいセンターの機能充実など、それぞれに背景となる課題があります。

孤立を生まない地域づくりのために、それぞれの課題の解決に向けて、地域組織や関係団体・機関と住民が課題を共有しながら、予防を含めたしくみを検討するとともに、災害時に備えた関係団体や行政との連携強化に努めます。

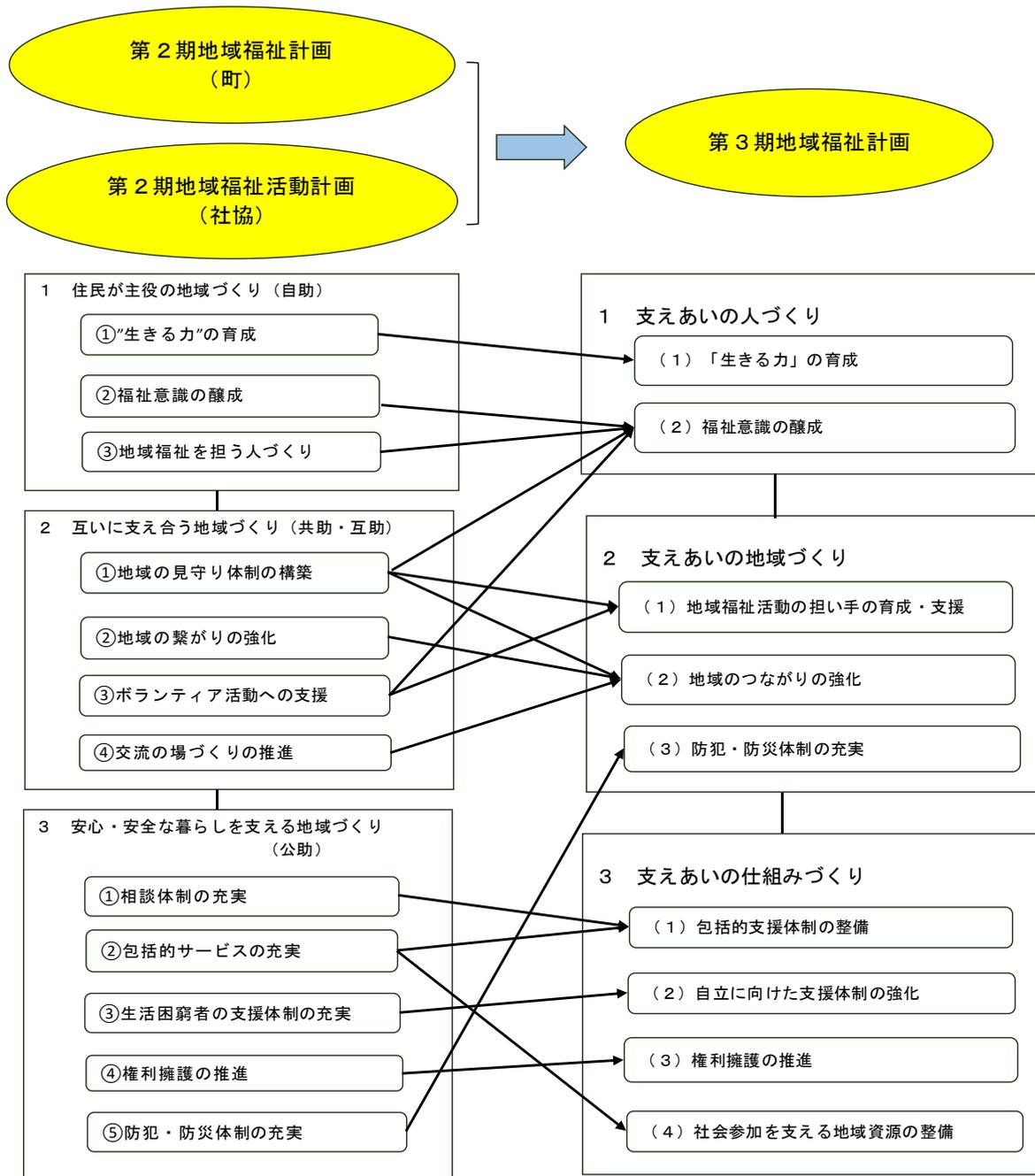
### 基本目標3 安心・安全な暮らしを支える地域づくり について

高齢者のみの世帯等を対象に整備した安心・安全見守り台帳をもとに、民生委員と行政・消防・社協が情報共有を図る緊急時対応や、家計・ひきこもり・多重債務等自己解決の難しいケースに対する日常生活支援や自立相談支援を行っています。

今後も地域と関係機関の連携を図りながら、問題が複合的である場合や長期化しているなどの困難ケースへの伴走型支援のため、自立相談を含めた支援体制の見直しが必要です。

## 8. 第3期計画の策定にあたって

地域福祉計画（町）と地域福祉活動計画（社協）を一体的に策定する第3期地域福祉計画では、第2期計画の目指す方向性を引き継ぎながら、アンケート調査や地域座談会で出された様々な課題に対し、地域福祉推進のための取組目標を「人づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の3つの視点から次のように整理しました。



第3期地域福祉計画は、地域福祉に関する調査として実施した「住民アンケート」の結果や、福祉座談会への参加者のご意見、地域サロンなどで聞き取りをさせていただいたご意見を参考に計画案を作成し、また、広く意見を募るため計画案についてのパブリックコメントを実施したうえで策定しました。

## 第2章 津野町の現状と課題

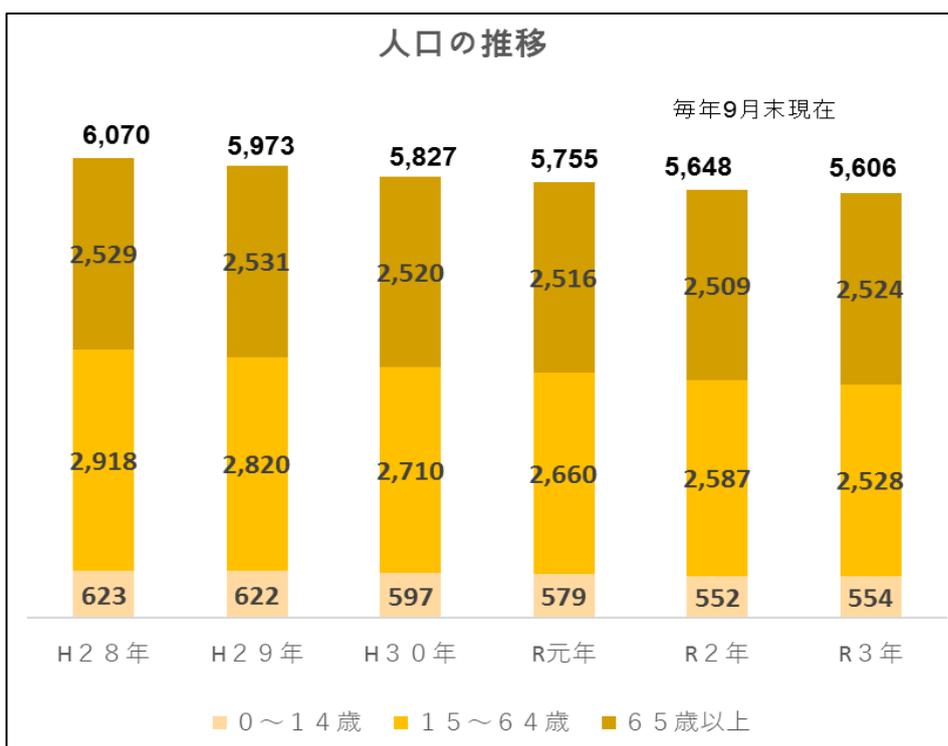
### 1. 人口及び世帯の状況

平成17年の本町発足以来、人口は毎年約100人ほどの減少傾向が続いております。また、津野町の人口の減少傾向の背景には、町内での雇用の場の確保の課題などによる転出も一因としてあるのではないかとこの声も聞きます。

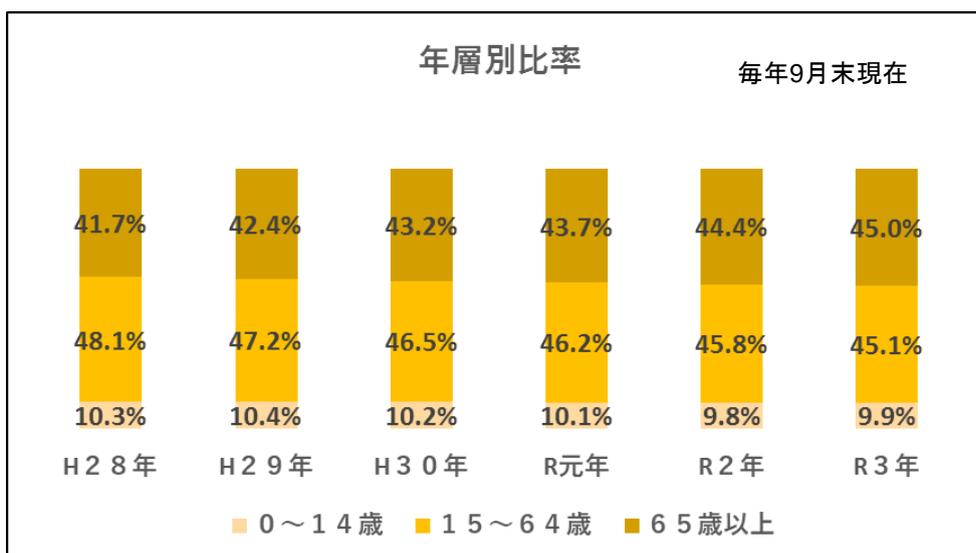
近年は、子育て支援対策や定住促進対策等に取り組んでいますが、少子高齢化による人口減少に歯止めがかからない状況です。令和3年9月末の段階において、住民基本台帳上の人口で、65歳以上の高齢者と15～64歳の人口比率がほぼ同じとなるなど、少子高齢化傾向は依然として進んでおります。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2040年（令和22年）には3,825人、2060年（令和42年）に2,633人と推定されております。

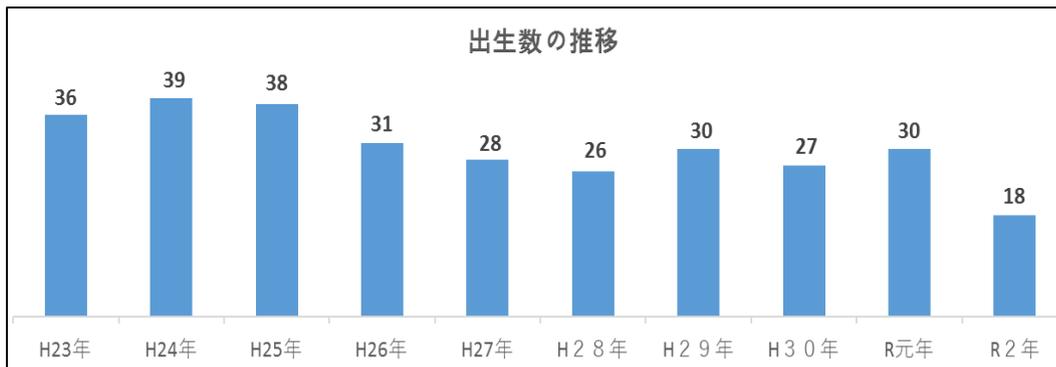
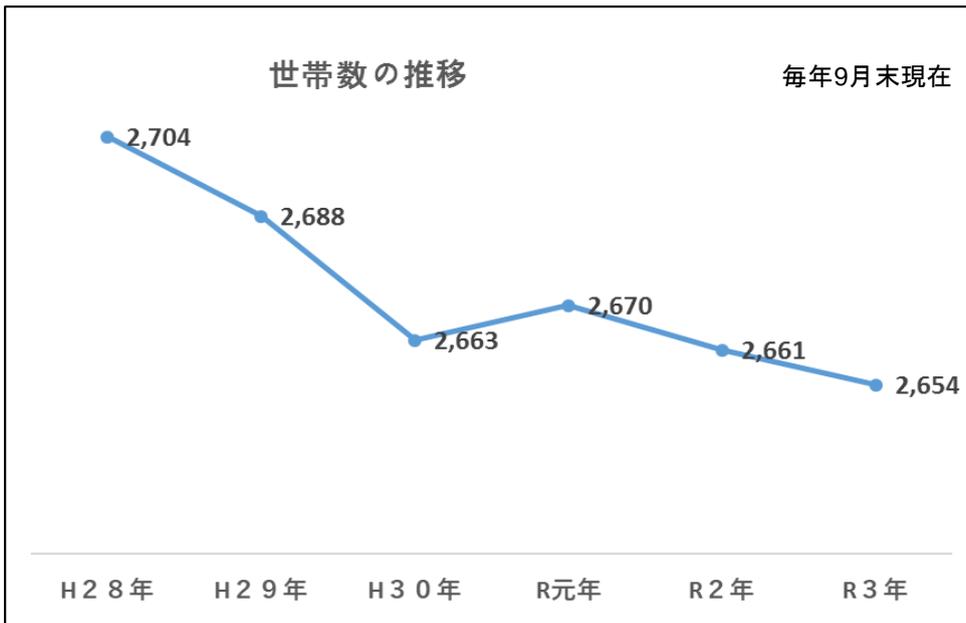
このため本町では、2060年の人口を3,698人を目標として津野町まち・ひと・しごと総合戦略に取り組んでいます。



資料：町民課



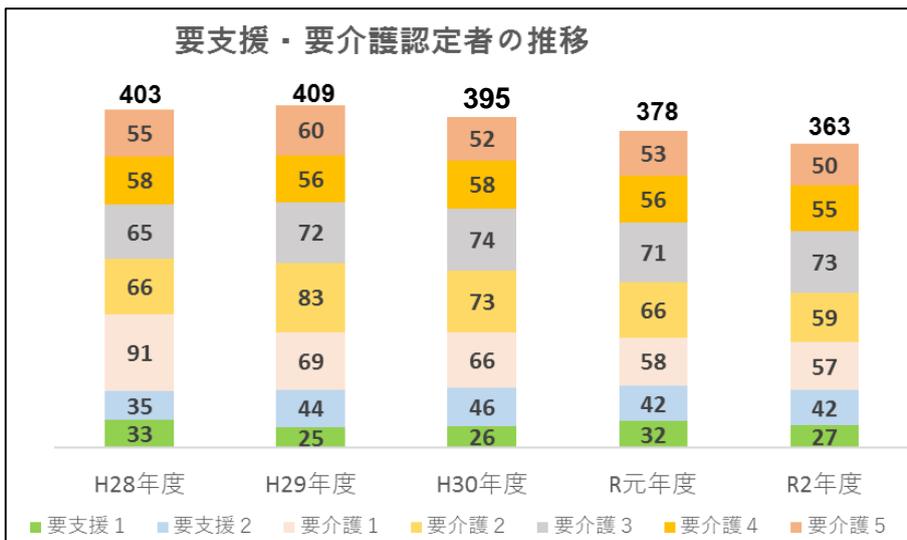
資料：町民課

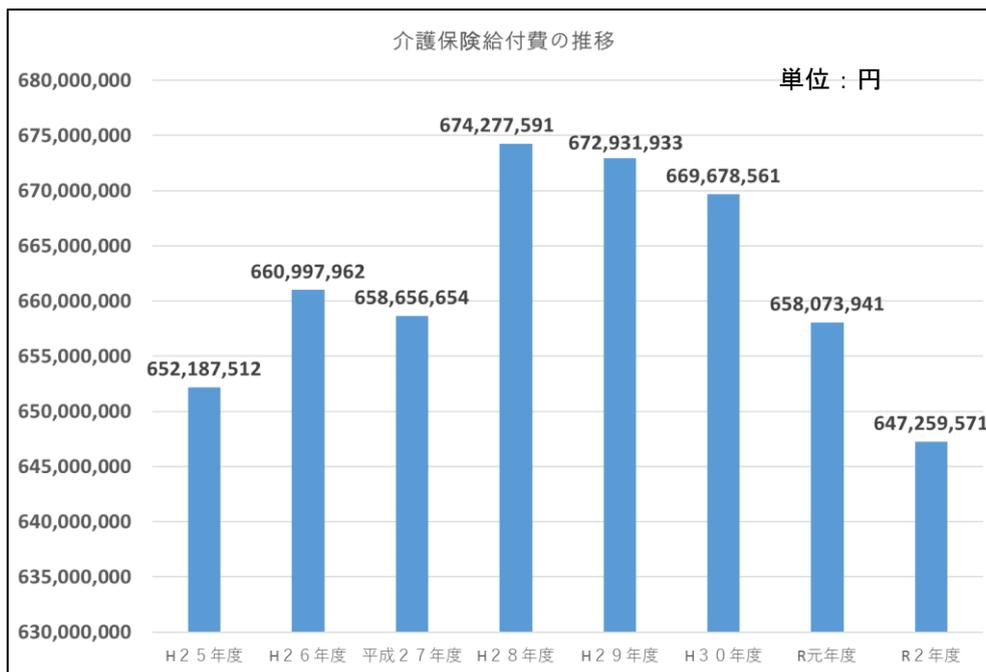


## 2. 介護保険の認定状況

介護予防事業の取り組みの推進により、平成30年度より要支援・要介護認定者数を合わせた数は減少傾向にあり、介護保険給付費も同様に減少傾向にあります。

このことが反映され、第8期介護保険事業計画期間中（令和3年度～5年度）における津野町の介護保険料は、高知県下で最も低い額となっております。

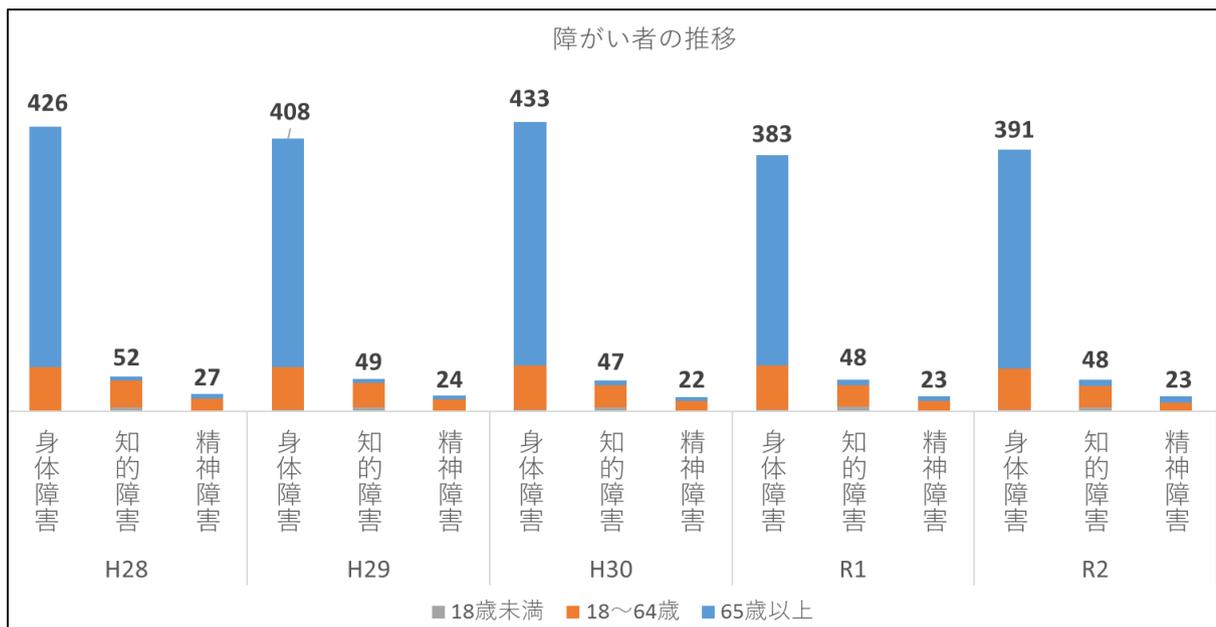




### 3. 障がい者の状況

各障害者手帳の所持者については、身体障害者手帳では減少傾向にあり、療育手帳（知的）、精神保健福祉手帳（精神）のいずれも横ばい状況にあります。

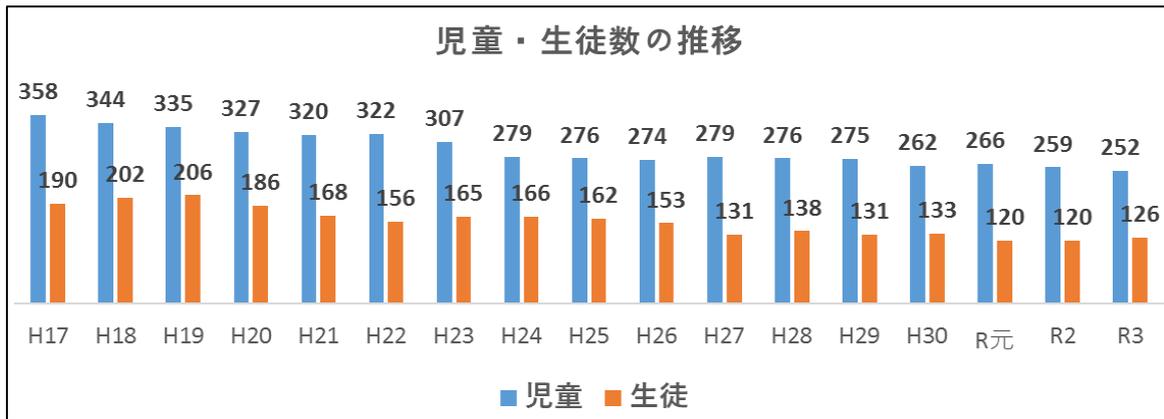
各障害者手帳の所持者を年層別に見てみると、身体障害者手帳では65歳以上の高齢者が最も多くなっています。療育手帳（知的）、精神保健福祉手帳（精神）では、18歳～64歳以上が最も多くなっていますが、65歳以上の高齢者の所持者数は微増傾向にあります。



### 4. 児童・生徒数

平成17年には、小学校が6校、児童数が358人であったものが、令和3年では小学校が3校、児童数が252人で106人減少しています。

中学校の生徒数も平成17年には190人であったものが、令和3年には126人で64人減少しています。



【小学校】

R3.5.1現在

学校名	性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	家庭数
葉山小学校	男	4	8	8	9	12	12	53	80
	女	12	10	13	6	8	13	62	
	計	16	18	21	15	20	25	115	
精華小学校	男	3	5	4	7	3	9	31	40
	女	4	4	2	1	5	7	23	
	計	7	9	6	8	8	16	54	
中央小学校	男	5	12	11	5	6	5	44	58
	女	7	4	9	6	6	7	39	
	計	12	16	20	11	12	12	83	
計	男	12	25	23	21	21	26	128	178
	女	23	18	24	13	19	27	124	
	計	35	43	47	34	40	53	252	

【中学校】

学校名	性別	1年	2年	3年	合計	家庭数
葉山中学校	男	19	10	19	48	70
	女	12	12	9	33	
	計	31	22	28	81	
東津野中学校	男	9	8	6	23	39
	女	5	11	6	22	
	計	14	19	12	45	
計	男	28	18	25	71	109
	女	17	23	15	55	
	計	45	41	40	126	

【認定こども園】

園名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
にじいろ園	男	0	7	8	11	16	7	49
	女	1	8	9	9	8	11	46
	計	1	15	17	20	24	18	95
さくらんぼ園	男	0	6	4	5	4	3	22
	女	0	3	6	6	3	4	22
	計	0	9	10	11	7	7	44
計	男	0	13	12	16	20	10	71
	女	1	11	15	15	11	15	68
	計	1	24	27	31	31	25	139

資料：教育委員会

## 5. 生活保護の推移

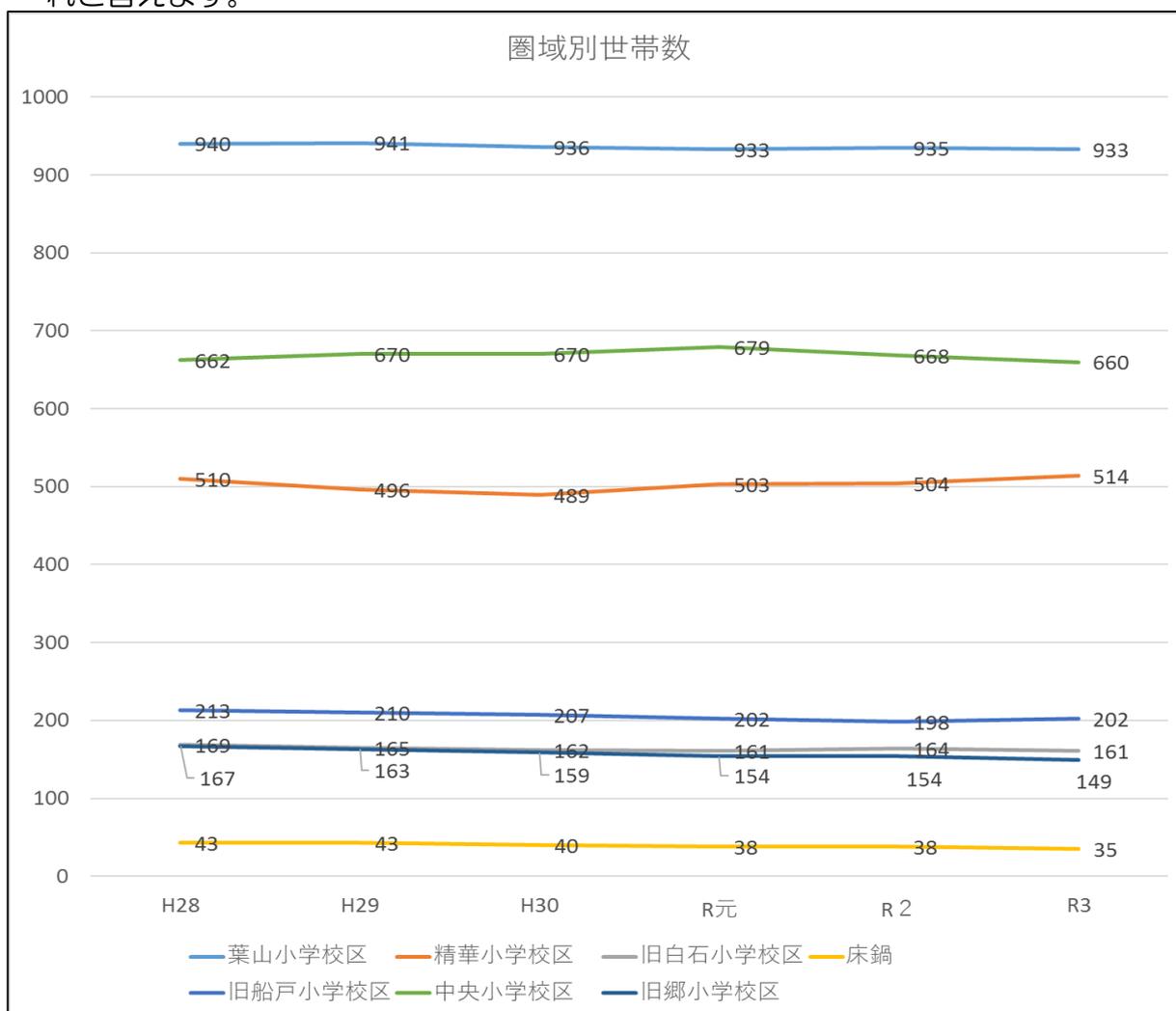
被保護世帯数の中でも、高齢者世帯が多くを占めておりますが、稼働年齢層の人が病気等の理由で生活保護を申請するケースも多く見られます。

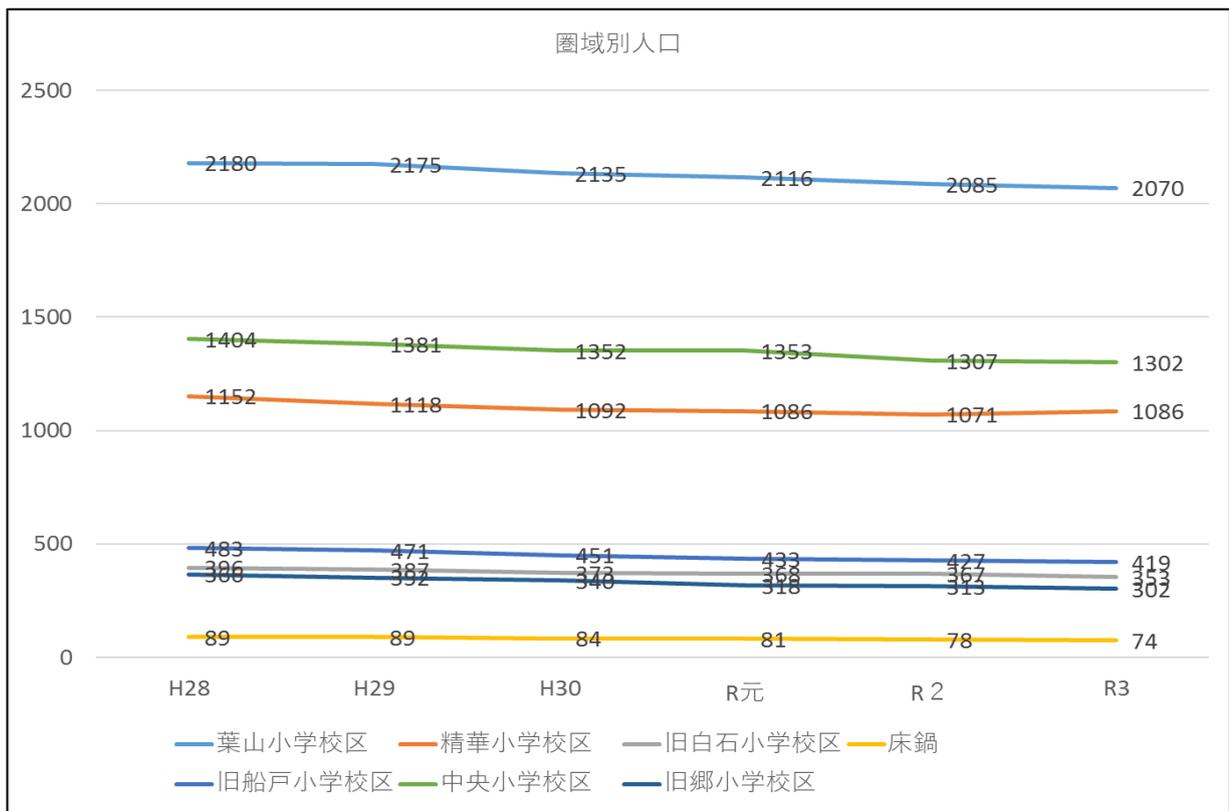
年度	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	類型別被保護世帯数			
					高齢者	母子	傷病・障害	その他
H28年度	6,023	43	54	0.9	24	0	7	12
H29年度	5,859	44	56	1.0	19	1	8	16
H30年度	5,788	51	64	1.1	32	1	5	13
R元年度	5,676	48	56	1.0	30	1	4	13
R2年度	5,622	42	48	0.9	28	1	3	10

資料：須崎福祉保健所

## 6. 圏域別の状況

移住促進事業や地域優良賃貸住宅整備により、地区によっては、世帯数や人口減に歯止めがかかっている時期があるものの、全体的には減少傾向にあります。1世帯当たりの人数も減少傾向にあり、独居世帯の見守りなど、将来における深刻な課題の表れと言えます。





圏域ごとの1世帯あたりの人数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
葉山小学校区	2.32	2.31	2.28	2.27	2.23	2.22
精華小学校区	2.26	2.25	2.23	2.16	2.13	2.11
旧白石小学校区	2.34	2.35	2.30	2.29	2.24	2.19
床鍋	2.07	2.07	2.10	2.13	2.05	2.11
旧船戸小学校区	2.27	2.24	2.18	2.14	2.16	2.07
中央小学校区	2.12	2.06	2.02	1.99	1.96	1.97
旧郷小学校区	2.19	2.16	2.14	2.06	2.03	2.03

資料：町民課  
 ※データは、毎年9月末現在

## 参考データ

圏域	地区数	民生児童 委員数	老人 クラブ数	地域 サロン数	福祉 委員数
葉山小学校区	24地区	6人	4クラブ	14ヶ所	44人
精華小学校区	19地区	5人	2クラブ	8ヶ所	33人
旧白石小学校区	9地区	2人	1クラブ	1ヶ所	12人
床 鍋	1地区	1人	0クラブ	1ヶ所	7人
旧船戸小学校区	10地区	3人	3クラブ	3ヶ所	15人
中央小学校区	13地区	6人	5クラブ	7ヶ所	42人
旧郷小学校区	9地区	2人	3クラブ	1ヶ所	12人

資料：津野町社会福祉協議会  
 ※データは、令和3年9月1日現在

## 第3章 住民へのニーズ調査

### 1. 津野町実施アンケート

本計画を策定するための基礎資料とするため、津野町では、住民のニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。  
巻末において、アンケート調査の結果を、資料として掲載します。

実施時期	令和3年8月～9月
調査方法	郵送方式
アンケート対象	町内20歳以上1,000名(抽出)
回答者数	518名
回答率	51.8%

アンケート調査結果の特徴

①地域のことについて  
回答者の60%以上の方が、地区行事などを中心に日頃から助け合っているなど、地域への深い愛着心とともに、付き合いの大切さを感じている人が多い。しかしながら、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境の変化などにより、地域活動の停滞や人と人とのつながりの希薄化を危惧する人も多い。

②地域活動・ボランティア活動について  
地域活動やボランティア活動に取り組んでみたいと考えている人が60%以上おり、意欲的な傾向が感じられる。

③福祉への関心  
福祉に関する情報は広報や社協だよりなどから得る機会が多い傾向で、すべての人々にもたらされるという「地域福祉」の観点に着目している人が多いと考えられる。

④今後の津野町について  
中山間地域の課題である交通事情の課題解決や住民の交流・支え合いの場づくりなど社会参加の地域資源の充実を望む声が多い。

## 2. 津野町社会福祉協議会による聞き取り・アンケート

日常生活圏域ごとに開催した福祉座談会で生活課題や地域の宝、やってみたいことなどをお聞かせいただきました。ボランティアや若い人たちのご意見や提案なども直接聞かせていただいたりアンケート票で声を収集させていただきました。概要は次のとおりです。巻末にそれぞれのご意見などを掲載しています。

### <アンケート方法>

項目	福祉座談会	福祉委員	配食ボランティア	地域サロン	中学生
実施時期	令和3年11月～ 令和4年1月	令和3年10月	令和3年10月～11月	令和3年10月～12月	令和3年12月
調査方法	参加者への聞き取り	アンケート郵送	聞き取り アンケート手渡し	世話人会、サロン 会場での聞き取り	学校を通じて アンケート手渡し
対象者	地区長・福祉委員 民生児童委員	福祉委員164人	ふれあい配食 ボランティア	サロン世話人 サロン参加者	町内中学生
回答者 (参加者)数	105人	96人	57人	世話人会 20人 訪問サロン15か所	123人

※上記の他、老人クラブ役員会での聞き取り、自立支援ボランティアとの話し合いでの  
ご意見も参考にさせていただきました。

### <アンケート結果の概要>

#### ①生活者としての地域への思い、不安、期待

- ・どこの地域でも集まりの機会の減少や地域の活動に参加できる人が少なくなってきたことが気掛かりなこととして多くの声がありました。
- ・地域サロンなどに積極的に関わってくれたり、地域をリードしてくれる若い人たちが高齢者などの社会の支援が必要な方々を元気づけているところもありました。
- ・誰もがほっとできる身近なところに集いの場が必要だと感じている方も多いようです。
- ・集団に馴染めていない人がいるなど孤立を気遣う貴重な意見もありました。

#### ②地域福祉活動実践者からのメッセージ

- ・誰かのために自分の時間を活用してボランティア活動をしている人たちは、「自分のため」と考えている人が多く、周囲への目配りや思いやりの声もたくさんありました。
- ・直接高齢者や障がい者と交流している中で、生活する上での問題に気づき、気配りの仕方や活動方法を工夫すること等取り組みへのアイデアの提案もありました。

#### ③中学生からのメッセージ

- ・登下校時には、地域の人たちと積極的にあいさつをしていることがわかりました。また近所の人たちとのつながりが大切であることを多くの中学生が感じています。
- ・ほとんどの中学生が自分が困ったときに助けてくれた感謝の気持ちを持ち続け、自分ができるボランティア活動を考えています。
- ・みんなが助け合う津野町にしていくために、思いやりや交流が大切であると答えています。

## 第4章 基本理念と取り組みの方向性

### 1. 基本理念

津野町第Ⅱ期まちづくり計画では、本町の将来像として「風とともに地域きらめく協働のまち」を掲げています。

地域福祉を推進するための本計画では、地域でできることは地域で担う自治の原点に返り、「住民参加のまちづくり」の意識を共有しながら、住民、地域、社会福祉協議会、行政が一体となって、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指すため、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念
------

互いに認めあい 支えあい 絆でつながる 津野町
-------------------------

### 2. 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本目標を設定します。

#### (1) 支えあいの人づくり

まちづくりは、住民一人ひとりが主役です。まずはひとり一人が自身のところと身体を大切にし、健全なところと身体づくりに努めます。

また、家族や友人、地域を大切にする意識の醸成に努め、助け合い支えあいの地域福祉の推進につなげます。

#### (2) 支えあいの地域づくり

町内には、地域福祉活動の核となる拠点や、社会参加の場となる地域団体などの社会資源があります。

それぞれの社会資源の機能充実や協働を視野に入れながら、みんなが暮らしやすい地域づくりのため、支えあい助けあう体制の整備に努めます。

#### (3) 支えあいの仕組みづくり

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現のために、特に複合的な課題を抱えるケースにも対応できるよう、制度・分野を超えて連携のとれた相談支援体制づくりに努めます。

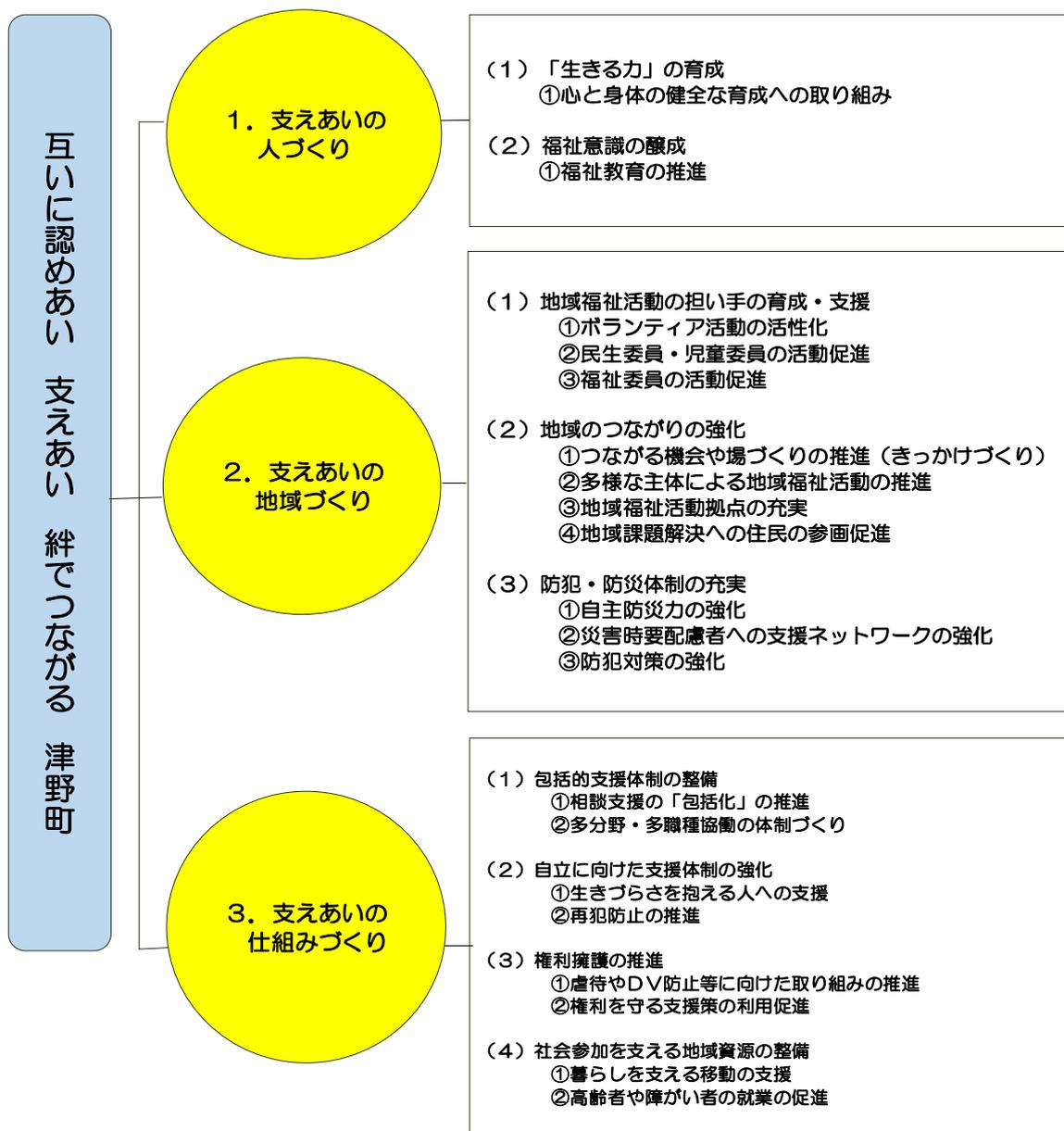
### 3. 施策の体系

基本目標をめざし、以下の体系で施策を推進します。

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



本計画では、基本目標ごとに関連づけた施策について、「住民や地域でできること」「社会福祉協議会の役割」「行政の役割」に分けて、目指す地域福祉推進の方向性を掲げています。

「住民や地域でできること」は一例として示すものです。住民や地域がそれぞれできることから取り組んで、社会福祉協議会や関係機関、行政は、住民や地域を支えるそれぞれの役割を果たすことにより、協働して地域福祉の推進を目指します。

## 4. 施策の推進

### 基本目標1 支えあいの人づくり

#### 【現状・課題】

住民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病や介護予防、心の健康づくりなどについて、各年代にそった継続的な取り組みが行われているものの、「子どもの頃からの早寝早起きや朝食を食べるなどの望ましい生活リズムが定着できていない」「健診受診はしているが生活習慣改善の行動まで至っていない」などの課題が改善されておらず、取り組み内容の充実や改善が必要となっています。

福祉意識の醸成を図るため、保健・福祉・教育など各分野で取り組みを行っていますが、関係部署・関係機関が共通認識を持ち、連携した取り組みが必要となっています。

地域福祉を担う関係団体では、会員の年齢が高齢化しており、若い世代の会員の獲得が困難、実質活動できる会員が固定化しており、活動している人に負担が生じるなど、後継者不足の課題も出ており、住民の自主性を引き出す方策を取り入れて、仕掛けをしていくことが必要です。

#### (1) 「生きる力」の育成

##### 【施策の方向】

健康で笑顔あふれるまちになるため、住民が自分の心と身体の状態に関心を持つ、健康を意識した生活習慣を心がける、様々なつながりを大切に、自分だけでなく、家族、友人、仲間も思いやる、いつまでも自分らしく生きることを目指す姿とし、栄養・運動・休養（心の健康）・健康管理・歯と口の健康づくりの各分野について、引き続き取り組みを展開していきます。

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間性とたくましく生きる力が養えるよう、関係機関・関係部署が連携した子育て支援を図ります。

##### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

○規則正しい生活をしましょう。

- ・バランスのよい3度の食事をとりましょう
- ・運動やスポーツなど毎日体を動かしましょう
- ・質のよい睡眠でしっかり休養をとりましょう

・小さい頃から望ましい生活リズムを身につけましょう（早寝・早起き・朝ごはん）

○上手にストレスと付き合い、ストレスをため込まないで、周囲や専門機関に相談しましょう。周囲の変化に気が付き、声をかけあいましょう。

○各種健診を受け、自分の体の状態を知りましょう。健診結果から生活習慣を見直し、改善する行動をとりましょう。精密検査や治療が必要な場合は、適切に受診しましょう。

○地域で健康に関する知識や情報を知る機会をつくり、声をかけあって参加しましょう。

○地域行事や集いの場で、健康づくりや介護予防に関する活動をしていきましょう。

○健康づくりや介護予防に関する情報を積極的に利用しましょう。

① 心と身体の健全な育成への取り組み

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あったかふれあいセンターや地域サロンなどの世代を超えた地域のつながりの場で、誰もが役割を持ちながら地域社会とつながるように地域と連携し取り組みます。</li> </ul>
<p>行 政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくりや福祉に関する町の現状や方針を発信していきます。</li> <li>・ 幼少期からの基本的な生活リズムづくりの重要性について知識の普及啓発を行います（「早寝早起き朝ご飯、運動」の呼びかけ、ノーマディアデーの取り組み啓発）。また、教育委員会・認定こども園・小中学校等の関係機関が連携し食育事業を推進します。</li> <li>・ 様々な機会を通し、食生活も含めた規則正しい生活リズムや運動、休養・心の健康に関する情報発信するとともに、知識を獲得するための研修会やイベントを開催するなど、普及啓発活動に取り組みます。また、健康づくり推進団体とも連携した取り組みを行います。</li> <li>・ 各種健診の意義や情報を伝え、受診率向上に取り組みるとともに、健診結果から自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとし、改善を実行できる継続的な支援に取り組みます。</li> <li>・ 保健師、相談支援センター職員、関係機関が連携し、電話や訪問等にて、住民からの健康や福祉に関する様々な相談支援に継続的に取り組みます。</li> <li>・ 体力維持、介護予防に関して、住民が自己チェックし、自ら改善行動につながるような取り組みをしていきます。</li> <li>・ 地域サロンやあったかふれあいセンター等、地域の集いの場で取り組んでいる健康づくり、介護予防活動が継続していくよう支援します。</li> <li>・ 子どもの発達段階に応じた生活環境の工夫や家庭との協力体制の充実など生活習慣の形成や集団活動、遊びなど人と関わる力の育成、読書活動、自然体験など豊かな心と健やかな心の育成など幼児期の教育・保育を推進していきます。</li> <li>・ 学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できるコミュニティ・スクールを推進し、地域の中で子どもたちを育てる仕組みを作ります。</li> </ul>
<p>関連施策 ・ 事業名 ・ 担当課</p>	<p>健康増進事業（健康福祉課）          母子保健事業（健康福祉課）          子育て世代包括支援センター事業（健康福祉課）          健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の推進（健康福祉課）          子ども・子育て支援事業計画の推進（健康福祉課・教育委員会・園小中学校）          こども・子育て支援センター運営事業（教育委員会）          地域学校協働本部事業（教育委員会）          食育事業（健康福祉課・教育委員会・園小中学校）          介護予防事業（介護福祉課）</p>

## (2) 福祉意識の醸成

### 【施策の方向】

- 住民一人ひとりが自分や家族、地域を大切にする意識の醸成を図り、誰にとっても身近な地域福祉の推進につなげます。
- 住民の福祉意識、人権意識の醸成を図るため、講演会や研修会を開催して、学校教育の場、生涯学習の場をはじめあらゆる場で福祉教育、人権教育を推進します。

### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- 近所、地域での出来事に関心を持ちましょう。
- 近所どうして声をかけあったり、見守りしていきましょう。
- 地域行事や集いの場面で、地区内の気になる人、生活に心配のある人等の情報を出し合ひましょう。必要時相談機関に相談しましょう。
- 地区、地域、学校などで実施されるイベントや活動、出来事に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう。
- 福祉体験学習で学んだことを積極的に家族や地域に伝えましょう。

### ①福祉教育の推進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の集いの場やボランティア活動、福祉座談会などあらゆる場面で住民のみなさんと共に身近にある福祉課題に気づき、共に支え合う地域づくりを推進します。</li> <li>・老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体、民生児童委員協議会等の福祉関係団体と協力し、福祉に関する知識習得や地域の福祉課題に取り組むための研修会を企画し、福祉教育の場を確保していきます。</li> <li>・町内小中学校の福祉ボランティア活動を推進します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉と教育の分野が連携し、福祉教育の推進に努めます。</li> <li>・小中学校では、豊かな心をはぐくむ道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、保護者や地域を巻き込んだ福祉教育の推進を図ります。</li> <li>・福祉をテーマとした生涯学習の推進に努めます。</li> <li>・ライフステージや生活課題に即した福祉に関する情報を、町の現状や方針とともに発信します。</li> <li>・町内及び他市町の福祉に関する先進的、画期的な取り組みを紹介します。</li> <li>・福祉に関する様々な視点で学びの場を設定します。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	地域福祉に関する情報の広報・啓発（介護福祉課） 人権啓発事業（教育委員会） 道徳教育地域連携事業（教育委員会）

## 基本目標2 支えあいの地域づくり

### 【現状・課題】

住民の生活上の課題の把握と解決に向けて、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、事業所等が重層的に地域の支えあい活動に関わって取り組むことで、地域社会全体で支え「地域の福祉力」向上に努める仕組みづくりのため、各種事業を展開しています。

住民アンケートでは地域活動やボランティア活動について、「ぜひ取り組みたい」「できれば取り組みたい」と答えた人は60%以上にのぼっており、活動情報の提供や相談窓口の充実が求められています。

近年は核家族化やライフスタイルの変化により、地域のつながりは希薄化し、地域と積極的に関わりを持たない人も出てきており、隣近所との交流や集まる機会が減ったと感じている人も多く、少子高齢化・過疎化の進行による担い手不足も課題となっています。

地域課題の解決に取り組むうえでは、支援者や地域のつながりにより、情報が得られるケースと、引きこもり・抱え込みに陥るケースなど、展開が異なっていくため、ネットワークの充実が必要です。

地域福祉の拠点として位置付けている「あったかふれあいセンター」につきましても、「集い」に限らず多面的な機能による運営の検討も必要となっている中、地域での生活支援のしくみづくりが重要となってきています。

## (1) 地域福祉活動の担い手の育成・支援

### 【施策の方向】

- 地域で主体的に多様な地域活動を行う人材の育成を図るとともに、ネットワークづくりを促進し、地域福祉力の強化につなげていきます。
- あったかふれあいセンター、老人クラブ、地域サロン活動の推進、民生委員・福祉委員との連携などを通じて、顔の見える関係づくりを支援します。
- 関係機関と連携しながら、地域の見守り体制づくりを通じて、顔の見える関係づくりを支援します。
- 地域貢献活動を行う人材の育成事業の推進に努めます。
- 地域貢献活動を行う人材のネットワークづくりの推進に努めます。

### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ゴミ拾いなど身近なことから始めましょう。
- ボランティアに関する情報を入手しましょう。
- ボランティア団体は自分たちの活動をPRし、新規ボランティアを積極的に受け入れましょう。
- 地区、地域、学校などで実施されるイベントや活動にできる範囲で参加しましょう。
- 自身の好きなこと、得意なこと、就労経験等を活かした地域貢献や地域づくりに参加しましょう。
- 友人や身近な人に声をかけ、地域活動に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 近所どうして声をかけあったり、見守りしていきましょう。
- 困りごとは抱え込まないで相談しましょう。また必要時社協や相談機関に相談しましょう。
- 民生児童委員や福祉委員活動に協力しましょう。

## ① ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに関する情報提供・相談・コーディネートなど「ボランティアセンター事業」に取り組みます。</li> <li>ボランティア連絡協議会会議やボランティア情報紙の発行を通じて、ボランティア団体の活動紹介、課題共有を行い、団体間のつながり強化を推進します。</li> <li>住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」に寄せられる困りごとの解決のため、集落活動センターなど地域内での助け合いの取り組みを行っている地域や地域住民へ協力を呼びかけます。</li> <li>福祉委員、配食ボランティアや自立支援ボランティア、シルバー介護士会、ボランティア清流など社会福祉協議会とつながりの深いボランティアの声と活動により浮き彫りになった地域の福祉課題やボランティア活動の課題解決に向けて検討を進めます。</li> <li>老人クラブの友愛訪問や花いっぱい運動などの地域貢献に関する活動と連携して取り組みます。</li> <li>中学生が地域の中でボランティア活動に参画できる場の創出を学校や地域と共に検討していきます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の活性化の促進に努めます。</li> <li>各種団体の周知に努めます。</li> <li>ボランティア団体やボランティア活動に関する情報発信により住民が活動に参加する機会をひろげ、地域で活躍する人材を育成します。</li> <li>交流の中心となる地域の担い手の発掘・育成をするとともに、さまざまな立場の方が一同に集えるよう、地域の中にある様々な団体・施設・事業者などを巻き込みながら地域の催しを開催します。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	ボランティア団体の活動支援（社会福祉協議会及び行政関係部署）

## ② 民生委員・児童委員の活動促進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>津野町民生児童委員協議会事務局として委員活動の課題把握を行います。</li> <li>委員活動の課題解決のために協議会の役員会や定例会の場で課題共有を図り、必要な研修会が開催できるよう調整を図ります。</li> <li>住民に身近な相談相手である民生児童委員が地域に更に知られるよう広報啓発を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>津野町民生児童委員協議会の活動を支援します。</li> <li>民生委員・児童委員との連携を強化し、情報共有を行います。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	民生児童委員協議会事業（介護福祉課）

## ③ 福祉委員の活動促進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員活動が現状に則して、無理なくできるよう「福祉委員設置要綱」の見直しや委員活動の目的や役割、活動内容などを記載した「福祉委員の手引き」の見直しを行います。</li> <li>民生児童委員協議会と連携し、福祉委員との情報共有や相互の連絡方法などの検討を進めます。</li> <li>地域の特色を活かした福祉委員の取り組みを地域ごとに検討します。</li> <li>福祉委員の役割や活動の必要性について、定期的な研修会を開催します。</li> <li>福祉委員活動の理解が地域に広がるよう、広報啓発を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員と福祉委員との連携、活動の促進を支援します。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	民生児童委員協議会事業（介護福祉課）

## (2) 地域のつながりの強化

### 【施策の方向】

地域の中には一人暮らしの高齢者、子育て中の家庭、障がいを持っている方など様々な方が主体となって生活をしています。地域の中で顔の見える関係をつくり、交流を通じてお互いを理解し合うことで支え合う地域が作られてきます。

住民自身が地域課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行うためには、地域間のネットワーク作りが重要です。身近な地域の範囲の中で住民や関係機関が連携しながら地域課題解決の体制を構築していくため、小地域福祉活動の推進が求められています。

本町には、地域活動の拠点として運営されている「あったかふれあいセンター」や集落活動センター、地域の主体的な集いの場である「地域サロン」の他、文化サークルや自主防災組織など、多くの資源があります。

その資源を活かしながら、住民の社会参加の確保を図り、地域福祉活動の活性化に努めます。

### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- まずは隣近所とあいさつから始めましょう。
- 地区・地域で活動している団体や組織を知りましょう。
- 興味や関心があることにつながる地域活動の情報を得たら、ご近所などへ誘いの声をかけながら、参加について積極的に検討してみましょう。
- 地域活動の場では、支え合いや助けあいに関する話を話合ってみましょう。
- 隣近所に困っている人がいないか、自分にできることはないか考えてみましょう。
- 地域のイベントや行事に積極的に参加して、地域内の交流を図りましょう。
- 回覧板を手渡しするなど、近隣の人と顔を合わせる機会を作りましょう。
- 団体間で積極的に交流を図り、世代間交流を促進しましょう。
- 地域福祉にかかわる多様な主体が地域の中で果たしている役割について、発行される広報誌などに目を通し理解を深め、自分のできる活動から積極的に参加しましょう。
- あったかふれあいセンターの活動を知り、参加しましょう。
- 地域で行われる座談会などに積極的に参加し、地域の将来について住民同士で話し合みましょう。

### ① つながる機会や場づくりの推進（きっかけづくり）

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と共に、老人クラブ活動や地域サロン、あったかふれあいセンターなどの集いの場を継続、発展させます。</li> <li>・小地域にある自主的、自発的な集いを知り、住民と共に集いの役割を確認し共有していきます。集いの場がない地区では、気軽に小さな居場所づくりの取り組みを行います。</li> <li>・あったかふれあいセンター、老人クラブ、地域サロン活動の推進、民生児童委員や福祉委員との連携などを通じて、顔の見える関係づくりを推進します。</li> <li>・福祉座談会を日常生活圏域ごとに開催して、生活課題の把握とつながりを大切にした地域の見守り助け合い活動について話し合いを継続していきます。</li> <li>・老人クラブ、地域サロン、学校等との連携を通じて、知識、経験、技術のある地域人財の把握と地域課題解決がにつながるよう取り組みます。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場の活動支援や住民に対する情報提供に取り組みます。</li> <li>・集落活動センターとあったかふれあいセンターの協働に努めます。</li> <li>・社会福祉協議会と協働して、地域の課題について住民が話し合える機会を確保します。</li> <li>・健康づくり、介護予防、いきがい交流、支え合いの地域づくりなどを進めて、地域の見守り体制づくり、健康意識の向上や生きがいづくりを行います。</li> <li>・あったかふれあいセンターや集落活動センターなどの既存の地域活動拠点への支援を続けていくとともに、地域コミュニティの強化のために、新たな地域の拠点づくりについて、住民の意見交換を行いながら検討していきます。</li> <li>・地域活動に参加していない住民に対し、地域活動の場を紹介します。</li> </ul>
<p>関連施策 ・事業名 ・担当課</p>	<p>健康づくり推進団体活動支援（健康福祉課） 老人クラブ活動事業（介護福祉課） あったかふれあいセンター事業（介護福祉課） 集落活動拠点施設管理事業（企画調整課）</p>

## ②多様な主体による地域福祉活動の推進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ会員の知恵や知識、経験が地域の福祉課題や生活上の困りごとの解決につながるよう、老人クラブ役員会や会長会、研修会等で情報の共有を図ります。</li> <li>地域サロンが「集う・笑う・助け合う」機能を大切にしたい運営ができるようサロンを訪問したり、世話人の人たちとしっかり話し合う機会を作ります。</li> <li>活動の維持が難しい老人クラブや地域サロンについて、課題を共有し、運営方法の変更など課題解決に向けて支援します。</li> <li>既存の地域サロン以外にも地域ニーズに合う新たな住民の集いの場を創り出す住民活動を支援します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ活動の活性化の促進に努めます。</li> <li>地域の特性と各サロンの主体性を重視した取り組みを支援します。</li> <li>地域サロンや、老人クラブ活動への支援などを通じて、高齢者の社会参加と生きがいづくりの充実を図ります。</li> <li>地域福祉活動を支える集落活動拠点管理事業、あったかふれあいセンター事業などを通じて、地域のかかわりを支援します。</li> <li>民生児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、支援体制の構築を図ります。</li> <li>地域で行われる公益的な福祉活動について、周知・広報や活動への支援を行います。</li> <li>社会福祉法人を始め、地域福祉にかかわる多様な主体の役割が発揮されるよう、地域課題の解決に向けた広域的な取り組みを支援していきます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	老人クラブ活動事業（介護福祉課） 地域サロン活動助成事業（介護福祉課） あったかふれあいセンター事業（介護福祉課） 生活支援体制整備事業（介護福祉課） 民生児童委員協議会事業（介護福祉課） 集落活動拠点施設管理事業（企画調整課）

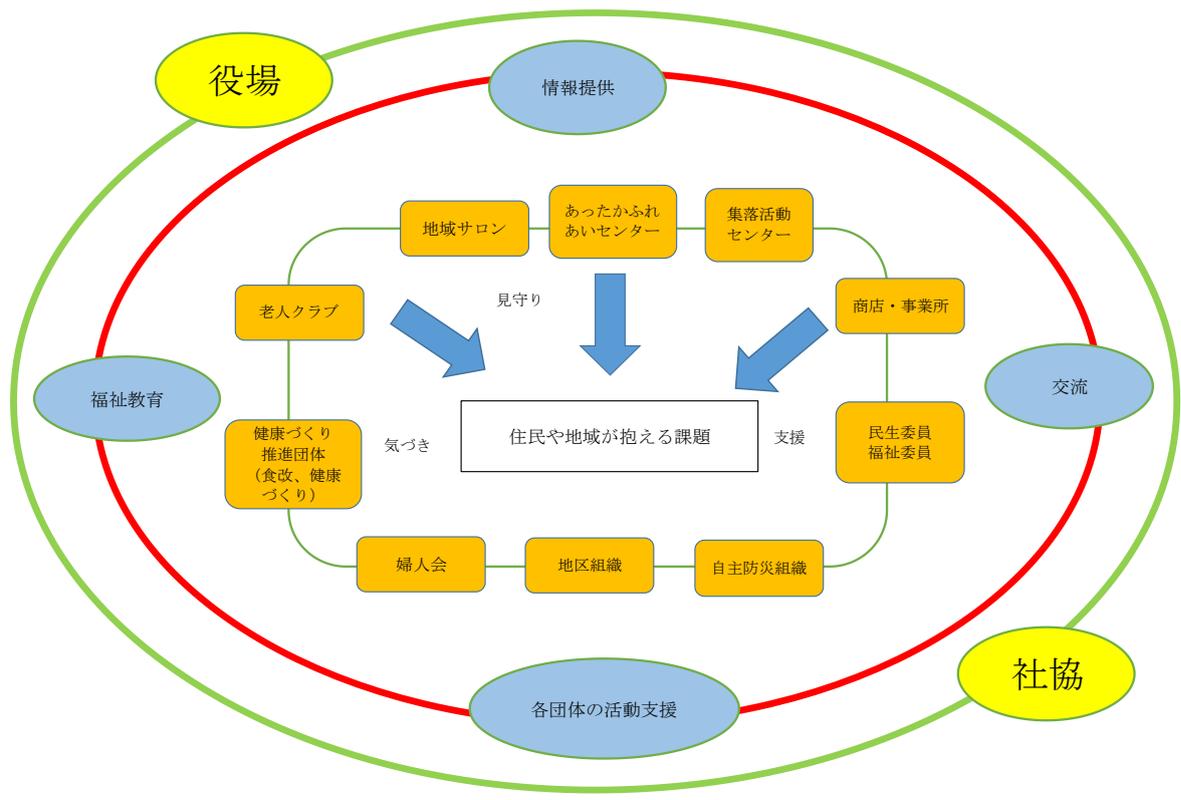
## ③地域福祉活動拠点の充実

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>あったかふれあいセンターの活動内容などを地域住民と関係機関とが協働して検討する運営協議会の充実を図り、ユニークで活力ある運営を進めます。</li> <li>あったかふれあいセンターに気軽に集い、交流できるように広報周知に取り組めます。</li> <li>集落活動センターと地域課題の共有を通じて、共に地域の助け合い活動の推進に取り組めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の福祉活動拠点として、あったかふれあいセンターや集落活動センターが地域の生活課題に沿った活動を展開できるよう、運営面の支援や連携を図ります。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	あったかふれあいセンター事業（介護福祉課） 生活支援体制整備事業（介護福祉課） 集落活動拠点施設管理事業（企画調整課）

#### ④地域課題解決への住民の参画促進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活圏域ごとに行う福祉座談会で、地域の情報共有や課題解決に向けた話し合いを継続します。</li> <li>民生児童委員協議会と連携し、福祉委員と担当民生児童委員のつながりを強化し、福祉委員が生活に密着した見守りと気づいた生活課題の発信ができるよう取り組みます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落活動センターやあったかふれあいセンターなどの地域コミュニティを活かすなど、協働した助け合いの仕組みづくりを行います。</li> <li>民生児童委員の活動を支援し、活動の中で得られた地域に情報から適切な行政支援につなげていきます。</li> <li>生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズと資源のマッチングに取り組みます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	あったかふれあいセンター事業（介護福祉課） 集落活動拠点施設管理事業（企画調整課） 生活支援体制整備事業（介護福祉課）

住民の主体性を育み、地域課題解決に向けた住民参画の促進（イメージ図）



### (3) 防犯・防災体制の充実

#### 【施策の方向】

防災意識向上のための啓発活動、災害時の要配慮者への支援、防犯対策など、地域の安全は地域で守るという意識のもと、日ごろからのつながりと情報の共有をともなった取り組みを進めます。

#### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- 非常持ち出し袋の用意など、家庭での防災対策を進めましょう。
- 地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時に速やかに安否確認、声かけができるように日頃から隣近所で交流を深めましょう。
- 自主防災活動（防災倉庫点検、避難経路確認、避難所運営訓練等）を行いましょ。
- 高齢者や障がい者など避難の際に手助けが必要な方の把握に努めましょう。
- 隣近所の災害時要配慮者（高齢者や障がい者など）の状況を把握しておきましょう。

#### ①自主防災力の強化

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後の生活復興を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営体制づくりのため、運営協議会や災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し、模擬訓練の実施に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画、各施設の避難計画等に基づく防災対策を推進します。</li> <li>・住民、団体、企業との連携及び協力体制の強化に努めます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	地域防災普及関連事業（総務課）

#### ②災害時要配慮者への支援ネットワークの強化

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉パトロールや訪問活動により要支援者の状況把握に努め、必要に応じて町へ情報提供を行います。</li> <li>・町による避難行動要支援者個別避難計画の整備における情報収集などで必要に応じた協力体制をとります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に要配慮者が避難生活を送れるよう、福祉避難所や一般避難所の要配慮者スペースの運営方法を検討していきます。</li> <li>・関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に行います。また、個別避難計画については、地域住民などの協力を得ながら作成に取り組みます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	緊急通報装置事業（介護福祉課） 災害時等要援護者支援対策（介護福祉課）

### ③防犯対策の強化

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉パトロールや老人クラブ事業、あったかふれあいセンター、地域サロンの場で、地域安全協会等の詐欺を防ぐ啓発チラシを配布するなどし、注意喚起を行います。</li> <li>• 民生児童委員協議会と協力し、地域で詐欺被害が発生しないよう、高齢者のみの世帯や判断能力が低下している人の見守りを強化します。</li> <li>• 犯罪に遭わない地域づくりのために、福祉座談会等で地域のつながり強化について啓発していきます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通安全確保や防犯の観点などから、関係機関と連携して、児童生徒、高齢者等の見守り活動を進めます。</li> <li>• 特殊詐欺による被害の防止、子どもが巻き込まれる事件の防止のため、関係機関との連携に努めます。</li> <li>• 青少年の健全育成の取り組みを進めます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	地域の見守り活動（行政関係部署、社会福祉協議会、園小中学校、警察、消防、民生児童委員協議会等との連携）

## 基本目標3 支えあいの仕組みづくり

### 【現状・課題】

困りごとを抱えているが自ら相談できない人や、他者のかかわりや支援を拒み、問題を抱えたままに状況が悪化している人や家庭があります。

ひきこもりや生活困窮などの複合的な課題を抱えているケース、どの制度にも該当しないケースなど、生きづらさや生活のしづらさを抱えたケースに対し、関係部署や関係機関の連携と相談支援体制の構築が求められています。また、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりが課題となります。

虐待やDVの相談対応を行っていますが、普及啓発などの予防的な取り組みや早期発見・早期支援が十分でなく体制整備の充実が課題となっています。

認知症や障害などで判断能力の十分でない方が増える一方で、親の高齢化親族が少なくなったりすることで生活を支える人が不在になる不安があります。権利擁護の仕組みを充実させ、利用者につなげていく必要があります。成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度がまだ十分に知られていない現状があり、制度の周知と利用の促進が求められています。

安心安全な暮らしを送るためには普段の買い物や通院などで使う交通手段の確保が必要です。

### (1) 包括的支援体制の整備

#### 【施策の方向】

- ・縦割りの相談支援体制ではなく、複合的な課題を抱えるケースにも対応できるよう制度・分野を超えた横のつながりのある相談支援体制づくりに取り組みます。
- ・支援の必要な人が、適切に相談窓口につながり、利用できるサービスをうけられる体制づくりに取り組みます。
- ・権利擁護の仕組みの充実と、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度の周知を図ります。
- ・虐待やDVの相談対応のほか、普及啓発などの予防的な取り組みや早期発見・早期支援のための体制整備の充実に向けて取り組みます。
- ・生きづらさを抱えたまま支援につながらず、課題が蓄積・連鎖することで自殺に至ることがあることを理解し、誰もが”生き心地の良い”地域をつくるため、地域住民一人一人が人間の多様性を理解し、支え合い助け合う体制の整備を図ります。

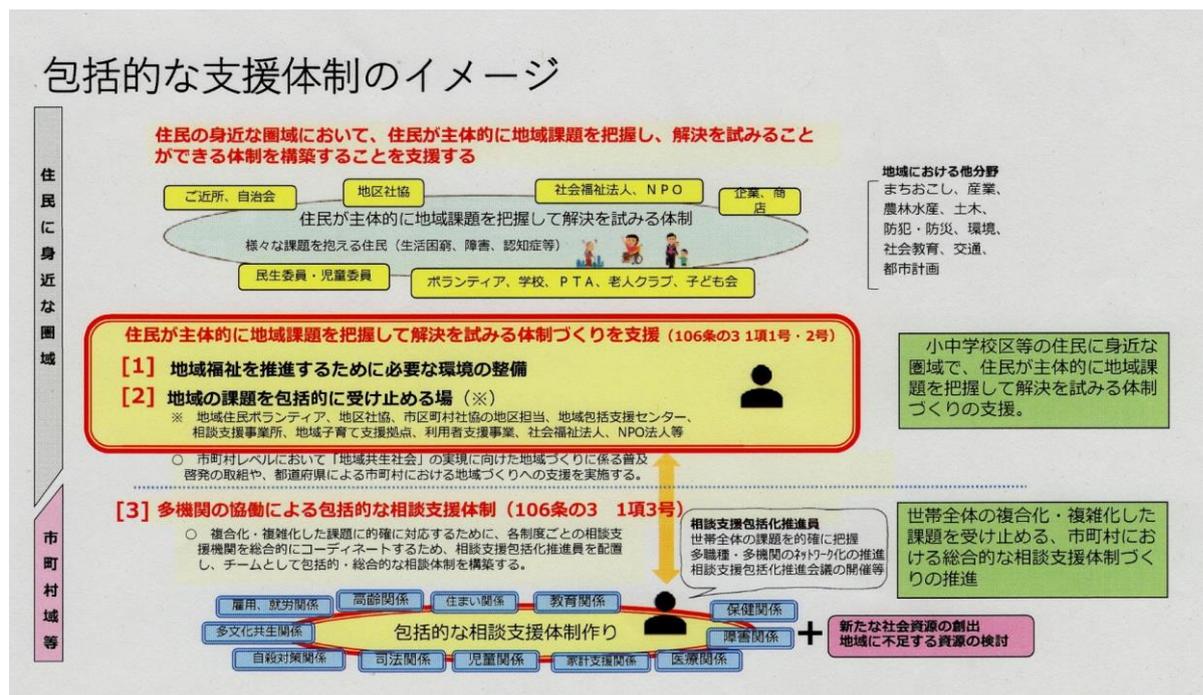
#### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- 生きづらさを抱えた方にできることを支援機関と一緒に考えましょう。
- 事例検討主催の求めに応じて、関係機関と一緒に支援策を考えましょう。
- 悩み事があれば、抱え込まないで、早めの相談をしてみましょう。
- 広報にしっかり目を通し、直近の行政サービスを把握しておきましょう。
- 各種相談事や困りごとに対する相談窓口を把握しておきましょう。
- 困っている人がいたら、地区長や民生委員、福祉委員、役場、社会福祉協議会などの相談窓口などにつなげましょう。
- 相談窓口につなげた後も、その人のことを気にかけてながら何か変わったことがあればすぐに相談するようにしましょう。

## ①相談支援の「包括化」の推進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と協働して孤立を生まない地域づくりを含めた取り組みを進めます。</li> <li>・各分野や関係機関との連携を図り、適切な支援が行えるよう努めます。</li> <li>・様々な生活の上の困りごとの解決に本人と一緒に取り組む自立相談支援「津野町社協くらしの相談窓口」の広報啓発を強化します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町、社会福祉協議会による相談支援の仕組みづくりに向けた協議を進めます。</li> <li>・各種相談機関や関係者は住民が親しみやすく相談しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>・住民や関係機関にわかりやすく相談窓口の周知に取り組みます。</li> <li>・福祉、保健、医療にかかわる支援者の連携を密にし、住民の困りごとに対応します。また、適切な相談支援が行えるよう、研修などによる技術の向上に努めます。</li> <li>・複合、複雑化した生活課題を抱える住民の早期発見に努めます。</li> </ul>
関連施策	各機関による住民対応（役場・社会福祉協議会・教育機関・医療機関・介護事業所・警察 など）



厚生労働省 資料

## ②多分野・多職種協働の体制づくり

社会福祉協議会	・地域福祉の推進を担う団体として、協働体制づくりに積極的に関わっていきます。
行政	・多分野・多職種協働の体制づくりを推進します。
関連施策	各機関・団体との協働（役場・社会福祉協議会・教育機関・医療機関・介護事業所・警察・地域団体 など）

## (2) 自立に向けた支援体制の強化

### 【施策の方向】

年代や分野を問わず、全国統一のサービスメニューだけでは対応できない制度のはざまへの対応と複合化・複雑化した福祉問題の解決のため、住民・地域・関係団体など、多分野・多職種協働の考えのもと、ニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

さらに、犯罪や非行の防止を防ぐ「再犯防止」を推進します。

ひきこもりの背景は様々ですが、制度のはざまであったり、家庭の問題として捉えられ相談につながりにくいことがあります。また、また家族からの相談であっても、本人に会うまでには息の長い関わりが必要になることもあります。相談しやすい環境をつくるとともに、途切れない支援の提供に努めます。

### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

- 地域で生活のしづらさを抱えている方がいないか気につけ、必要に応じて相談機関や民生委員・児童委員を紹介しましょう。
- 地域から孤立している人がいないか、気づきを大切にしましょう。
- 生きづらさを抱えた方にできることを支援機関と一緒に考えましょう。
- 事例検討主催の求めに応じて、関係機関と一緒に支援策を考えましょう。
- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みへの理解を深めましょう。
- 保護司、保護司会等の活動への理解を深め、その活動に協力しましょう。
- 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めます。
- 再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 悩み事を抱え込まず、誰かに相談してみましょう。
- 金銭的に課題を抱えている家庭は、生活困難に陥る前に生活困窮に関する相談窓口へ相談しましょう。
- 生活困窮などで困っている人がいたら、地区長・民生委員・福祉委員、役場や社会福祉協議会の相談窓口などにつなげましょう。
- 支援が必要な人を日頃から見守り、困っているときには手を差し伸べましょう。

## ①生きづらさを抱える人への支援

複雑化・複合化したニーズ・課題などの諸事情により、既存の福祉制度による対応ができない「制度のはざま」のケースに対応する取り組みを行います。

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的孤立、借金問題、就労問題、住宅問題など、生活のしづらさを抱えたまま日々の生活を送っている生活困窮者へのきめ細かな相談と伴走型支援を進めます。</li> <li>病気や障害、家庭の問題等のさまざまな要因でひきこもりなどの生活上の困難を抱える方々の支援を行うため関係機関と協働して「若者サポート会議」を定期的開催し、情報共有と支援策について検討していきます。</li> <li>「若者サポート会議」のメンバーを中心に県ひきこもり支援センター等の専門機関からアドバイスを受けながら家族支援に取り組みます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会、福祉保健所などと連携して、相談支援体制の充実を図り対策に取り組みます。</li> <li>生活困窮の自立に向けて、関係機関との連携や情報共有を図りながら、総合的な支援を行います。</li> <li>ひきこもりや障害などのさまざまな要因で生きづらさを抱えている方などへの支援として、社会福祉協議会、若者サポートステーションなどの関係機関と協議の場を設け、適切な制度や福祉サービスにつなげていける体制づくりを目指します。</li> <li>ひきこもりに関する相談窓口の周知やひきこもりに関する普及啓発に取り組み、相談しやすい地域づくりに取り組みます。</li> <li>ひきこもりや生きづらさを抱えた当事者同士やその家族同士のつながりの中で、不安や困りごとが共有できる場づくりを検討していきます。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	関係機関（社協、健康福祉課、教育支援センター、サポステなど）との定期的な情報共有 ひきこもり支援（健康福祉課） 自殺対策（健康福祉課） 生活困窮者対策（介護福祉課）

## ②再犯防止の推進（「津野町再犯防止推進計画」として位置付け）

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて保護司や関係機関と連携し、孤立を防ぐ取り組みや地域生活上の支援を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会の実現のため、関係機関・団体との連携に努めます。</li> <li>「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等において、再犯防止に関する広報・啓発活動を実施し、地域住民への理解促進を図ります。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	再犯防止に関する普及啓発活動（町民課） 人権擁護対策（町民課）

### (3) 権利擁護の推進

#### 【施策の方向】

権利擁護に関する困りごとを抱えた人を、相談窓口で早期につなぎ、適切な相談支援などの対応を行って解決に結びつけるため、権利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援制度などの窓口をわかりやすく明示するとともに支援体制の充実と制度の利用促進を図ります。

高齢者、障がい者、子どもへの虐待やDVなどについては、早期発見や防止につながるよう市民の理解を広げ、当事者などが相談しやすい相談体制づくりを進めます。

※この項目を成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

#### 【取り組みの展開】

《住民や地域でできること》

○虐待、暴力、言葉の暴力など人権侵害などの案件があれば、抱え込まないで、公的機関への連絡や相談など、解決に向けた動きをしましょう。

○金銭管理や福祉サービス等の利用について不安を感じたら、公的機関に早期に相談しましょう。

○虐待防止等の公的支援、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の公的支援についての情報を知りましょう。

○児童虐待かもと思った時には全国共通の電話番号として、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）を覚えておきましょう。

電話をかけると近くの児童相談所につながります。通話は無料で、通告は匿名で行うこともできます。

※関連する各法律において、虐待を受けたと思われるものを発見した場合通告をしなければならぬことが国民の義務とされています。

#### ①虐待やDV防止等に向けた取り組みの推進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関との連携に努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携しながら、虐待やDVの理解促進や相談窓口の周知を徹底して、発生の防止及び早期発見の強化に努めます。</li> <li>児童、高齢者、障がい者への虐待やDVに関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発と相談窓口の周知を行います。</li> <li>「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携を図り、要保護児童などに対する情報や考え方、支援方針を共有し、適切な連携のもと対応していきます。また、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、要支援児童や要保護児童及びその家庭、特定妊婦などへの総合的な支援体制を構築していきます。</li> <li>相談者のプライバシーに配慮しながら、DV被害者や被害者家族などに対する相談や支援の充実を図ります。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	権利擁護事業（介護福祉課・健康福祉課） 子ども家庭総合支援拠点事業（健康福祉課） 子育て世代包括支援センター事業（健康福祉課） 要保護児童対策地域協議会（健康福祉課） 人権相談事業（町民課） DV被害者支援業務（町民課）

## ②権利を守る支援策の利用促進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業や相談業務を通じて必要な住民が成年後見制度を利用できるよう中核機関と情報共有を行います。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関を設置し、成年後見制度の周知を図り、利用促進に努めます。</li> <li>福祉、医療、地域の関係者や法律の専門家などとの連携体制の整備に努めます。</li> <li>成年後見制度利用支援事業による申し立て支援や助成等を実施します。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	成年後見制度利用支援事業（介護福祉課・健康福祉課）

※中核機関とは

権利擁護支援を必要とする方を迅速に適切な支援につなげるために、中心となって全体のコーディネートを担当する機関です。津野町では、津野町地域包括支援センターが中核機関を担い、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう、地域連携ネットワークの構築及び中核機関の4つの機能の取り組みを段階的に進めます。

### 【津野町成年後見制度利用促進施策の体系】

#### ●広報

成年後見制度の利用を促進するには、住民の制度に対する理解が深まり、メリットを実感できることが必要であるため、広報誌、HP、イベント等を利用した広報活動、パンフレット配布を行います。

#### ●相談

住民からの相談等については、身近な場所で相談できるように地域包括支援センターと健康福祉課を相談機関として整備し、相談窓口の周知、相談機能の充実を図ります。

#### ●成年後見制度利用促進

町長申し立ての際の候補者の推薦、親族後見人候補者等からの相談など、家庭裁判所と連携します。

また、担い手の育成・活動として市民後見人の育成や法人後見の在り方、日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行などについて検討を行います。

#### ●後見人支援

親族後見人等からの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携し、本人の意思の尊重、身上に配慮した事務が行われるよう支援します。また専門的知見が必要な場合、専門職団体等と連携し支援します。

## (4) 社会参加を支える地域資源の整備

### 【施策の方向】

加齢などの事情による車の運転への心配から、免許返納する高齢者も増えてきておりますが、交通手段が乏しい中山間地域においては、高齢者を中心に交通事情の課題が深刻となっ  
てきております。

地域住民の交通手段ニーズを常に把握しながら、住民のより快適な生活の営みにつながる  
しくみの充実に努めてまいります。

障がい者の社会参加促進のための福祉的就労支援、また、高齢者が経験を活かし、生きが  
いを感じながら生活を送ることを支援するシルバー人材センター設置に向けては、既存の地  
域団体の取り組み状況を勘案しながら慎重に検討していきます。

### 【取り組みの展開】

《地域でできること》

○既存資源の利用頻度や利便性、困りごと等を話し合う機会を持ちましょう。

○移送に関する先進地の取組みを学びましょう。

○高齢や障害のため生活の中で移動に困難を要する方やその家族は、福祉・介護タクシー  
など必要に応じて利用できる交通手段を知っておきましょう。

### ①暮らしを支える移動の支援（道路交通事情の課題改善の取り組み）

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民にとって使いやすい、公共交通網の構築と持続に向けた取り組みを進めます。</li> <li>・観光面での利便性確保と満足度向上に向けた取り組みを進めます。 (地域の実情に応じた移送資源に関する情報を提供していきます。)</li> <li>・コミュニティバス運行の効率化と、地域の移動ニーズの変化に対応した路線を検討します。</li> <li>・福祉・介護タクシーなどについて、移動に困難を要する高齢者や障がい者が活用しやすいよう、助成制度の継続と周知を図ります。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	公共交通再編業務（企画調整課） コミュニティバス運行事業（企画調整課） 福祉タクシー事業（介護福祉課）

### ②高齢者や障がい者の就業の促進

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援事業所による障がい者の就労支援に努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者の就業の促進に努めます。</li> <li>・高齢者や障がい者など、各ニーズや状況に応じた就労機会や情報提供を推進します。</li> <li>・シルバー人材センター設置に必要な町内の人材活用対策を構築します。</li> </ul>
関連施策 ・事業名 ・担当課	障がい者就労支援（健康福祉課） シルバー人材センター設置に向けた協議（企画調整課）

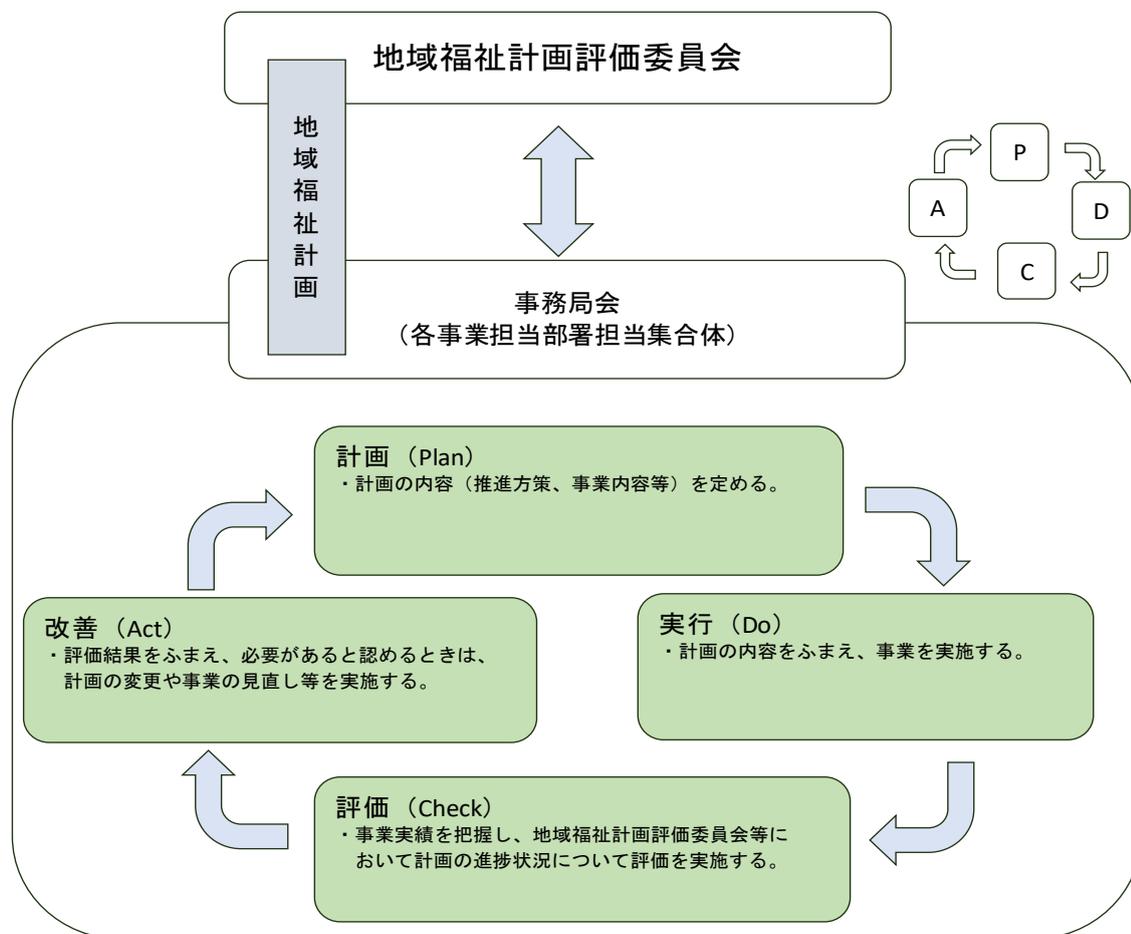
# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

- (1) 各会合や広報誌、ホームページなどさまざまな機会や媒体を活用して、住民に対して計画の周知に努めます。
- (2) 関係機関と連携し、計画の推進に努めます。
- (3) 地域住民や地域団体と連携し、計画を推進します。

## 2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、5年間の計画期間中、毎年度、事務局会において進捗を把握し、地域福祉計画評価委員会において中間評価（令和6年度予定）を行ったうえで、計画期間全体の検証も行ない、次期計画につなげていきます。

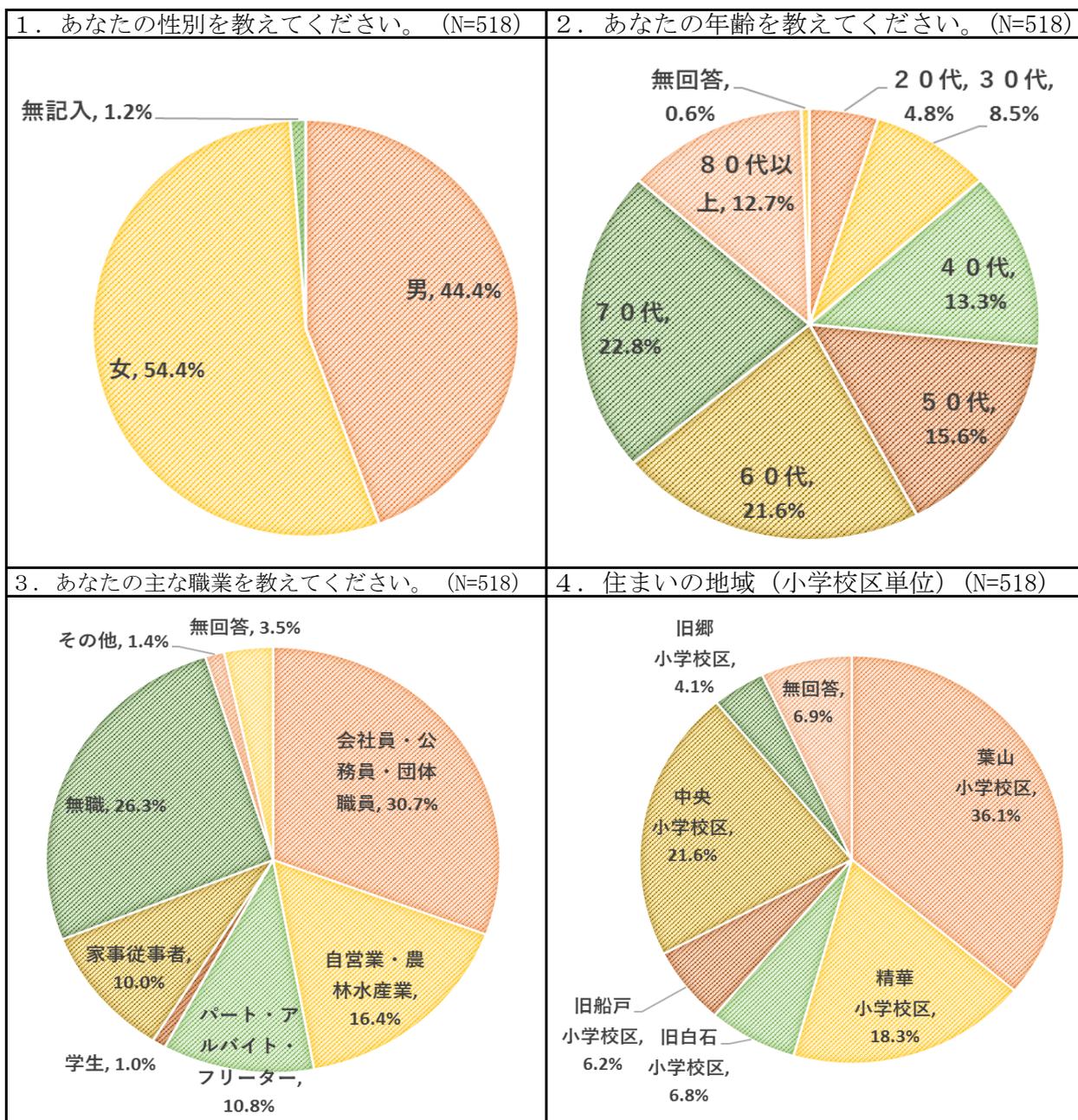


# 資 料

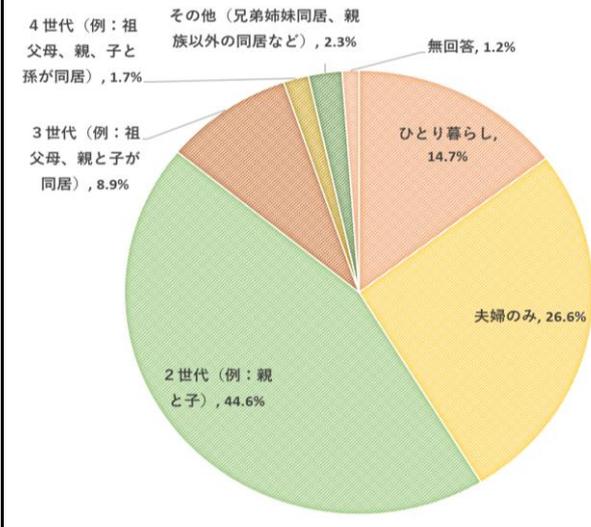
1. 津野町実施による住民アンケート調査結果
2. 津野町社会福祉協議会による聞き取り・アンケート結果
3. 日常生活圏域とコミュニティソーシャルワーカー
4. 津野町の地域福祉活動のキーワード
5. 津野町地域福祉計画策定員会設置要綱
6. 津野町地域福祉計画策定委員及び事務局

# 1. 津野町実施による住民アンケート調査結果

## 問1. 基本項目

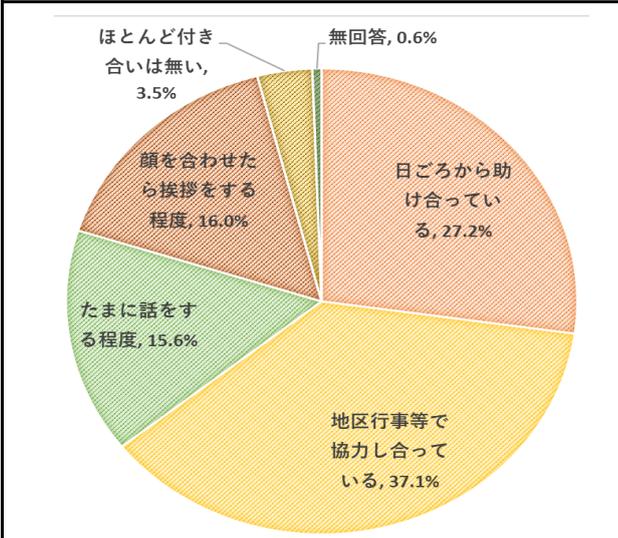


5. あなたの世帯の構成を教えてください。(N=518)

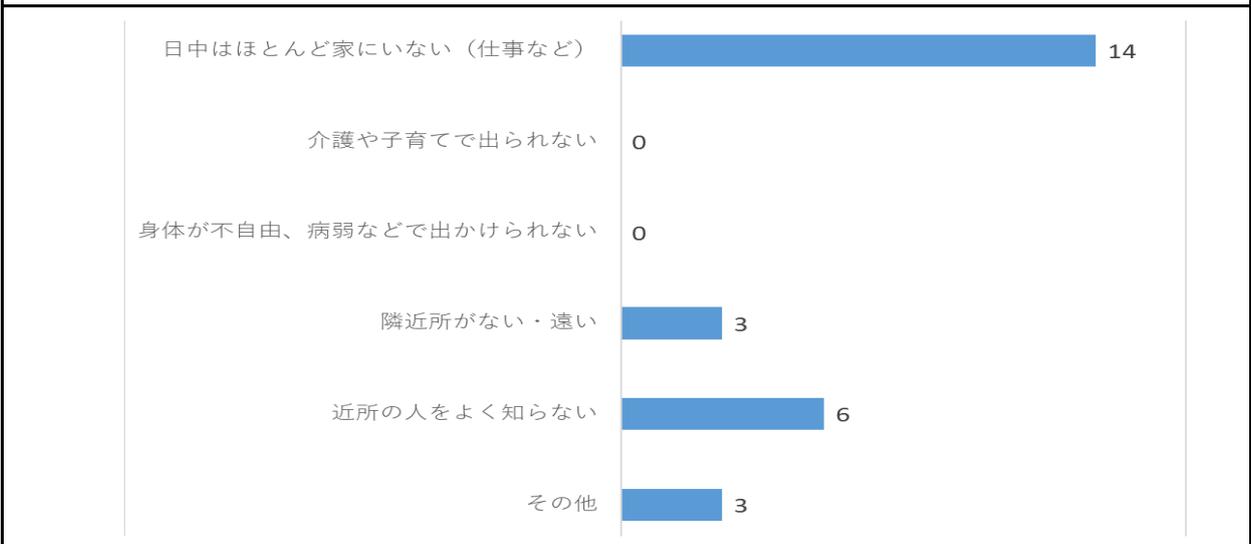


問2. 地域のことについて

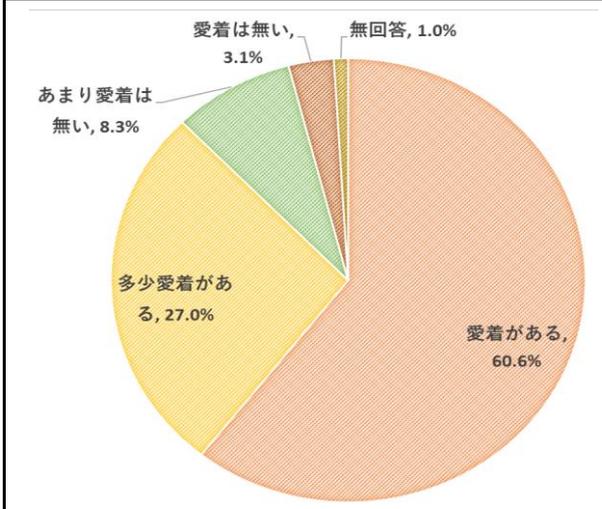
1. 住んでいる地域での付き合いはどの程度ですか。(N=518)



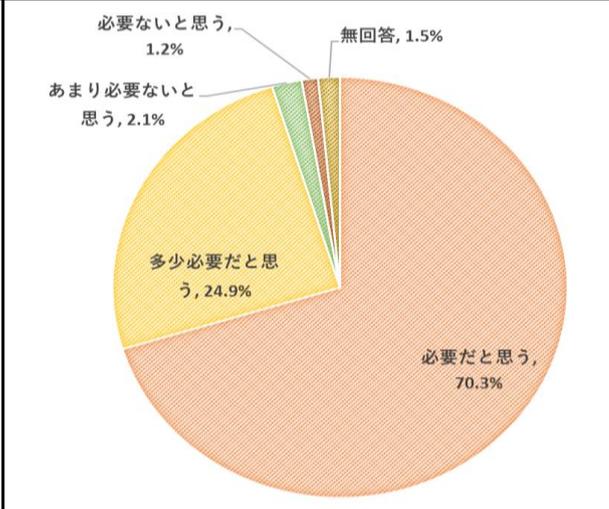
2. 前の問で、「5. ほとんど付き合いは無い」と答えた方のみお答えください。その理由はどこにあると思いますか？(いくつでも○)



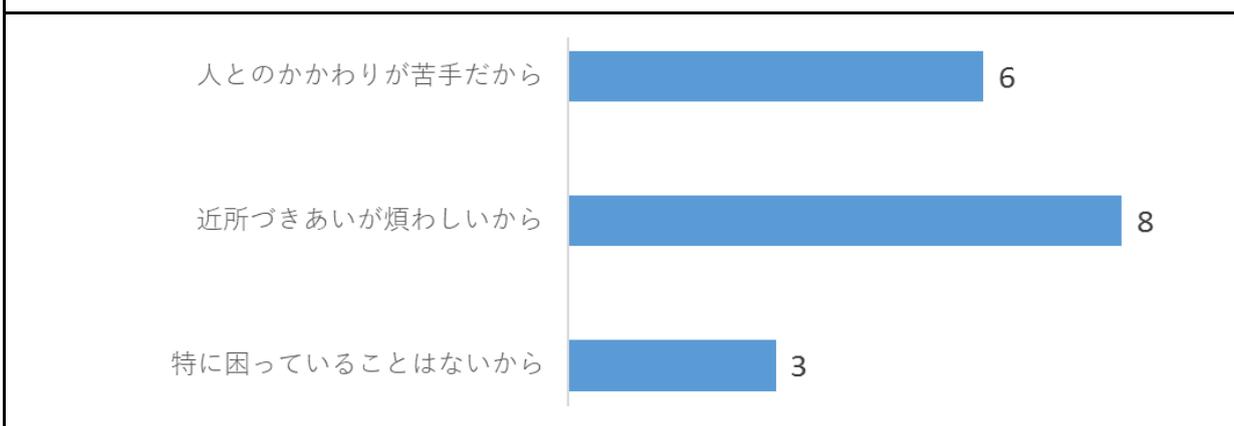
3. 自分が住んでいる地域に愛着はありますか。(N=518)



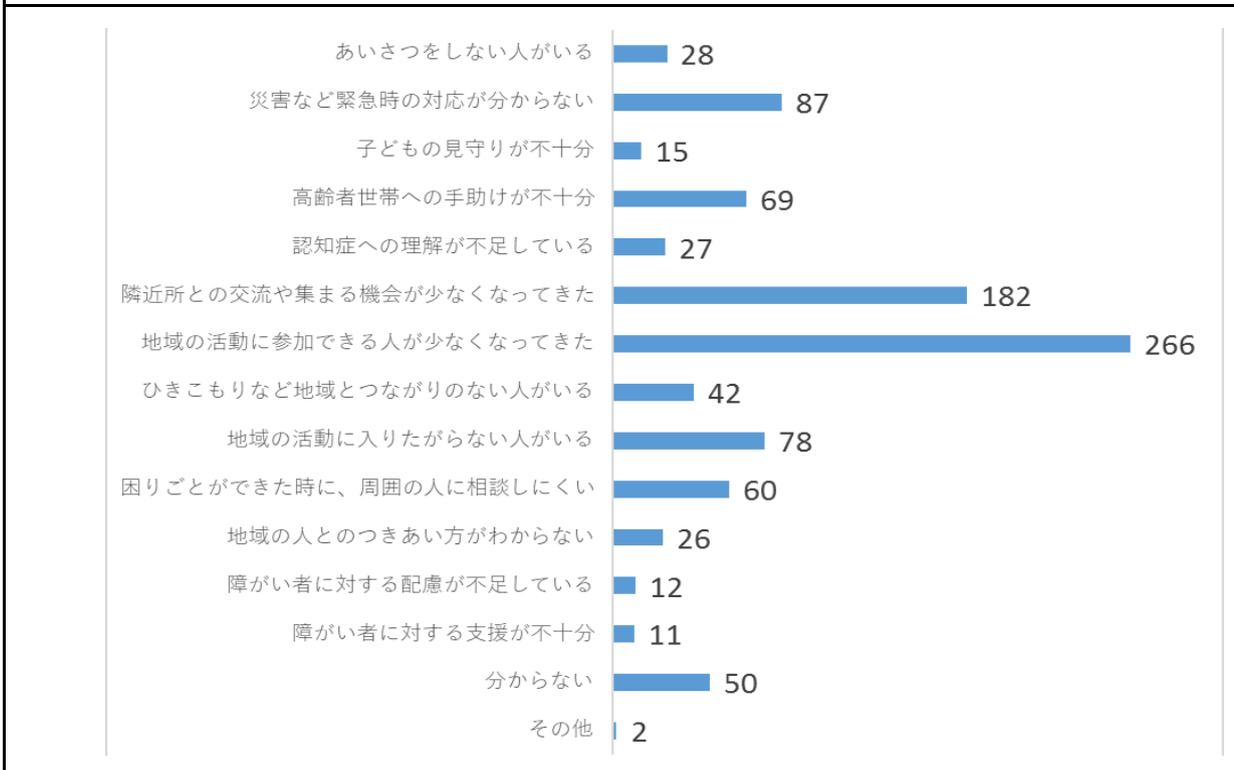
4. 住んでいる地域の方との付き合いは必要だと思いますか。(N=518)



5. 前の問で、「あまり必要ないと思う」「必要ないと思う」と答えた方のみお答えください。近所づきあいが必要ないと思われるのは、どのような理由からですか。(N=17)

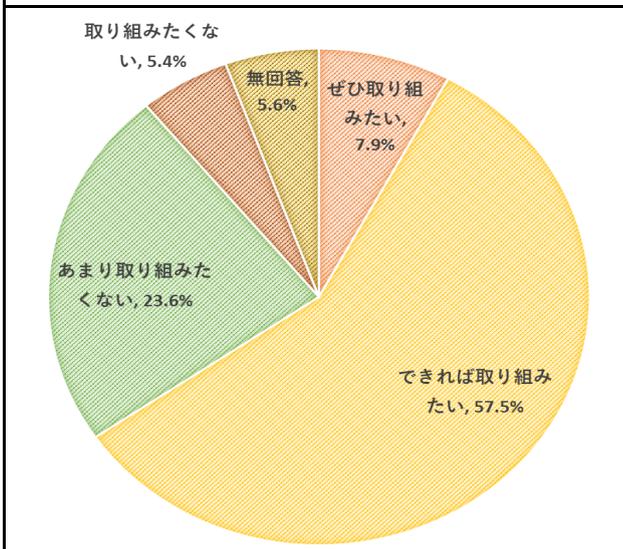


6. あなたが住んでいる地域では、どのようなことが気になりますか。(複数回答)

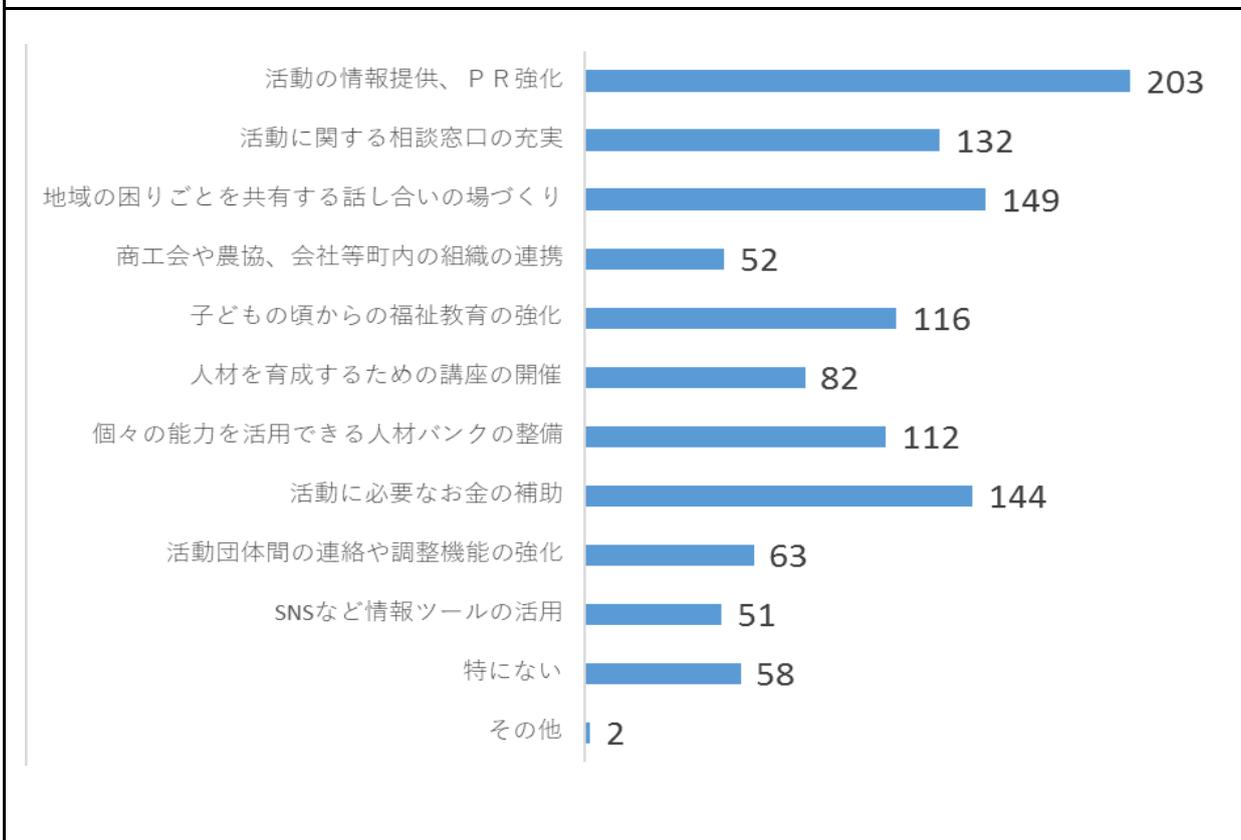


### 問3. 地域活動・ボランティア活動について

1. あなたは今後、地域活動やボランティア活動にどの程度に取り組んでいきたいと考えていますか。(N=518)

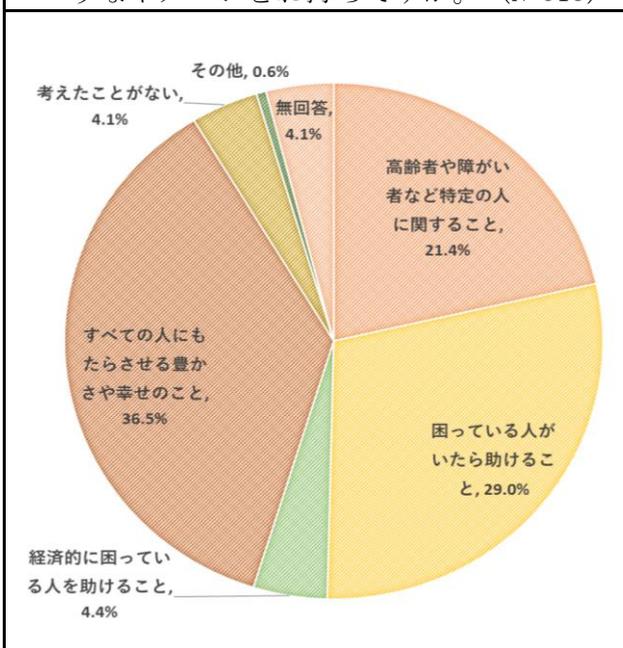


2. 福祉に関するボランティア活動や助け合い活動を活性化するためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



#### 問4. 福祉サービスについて

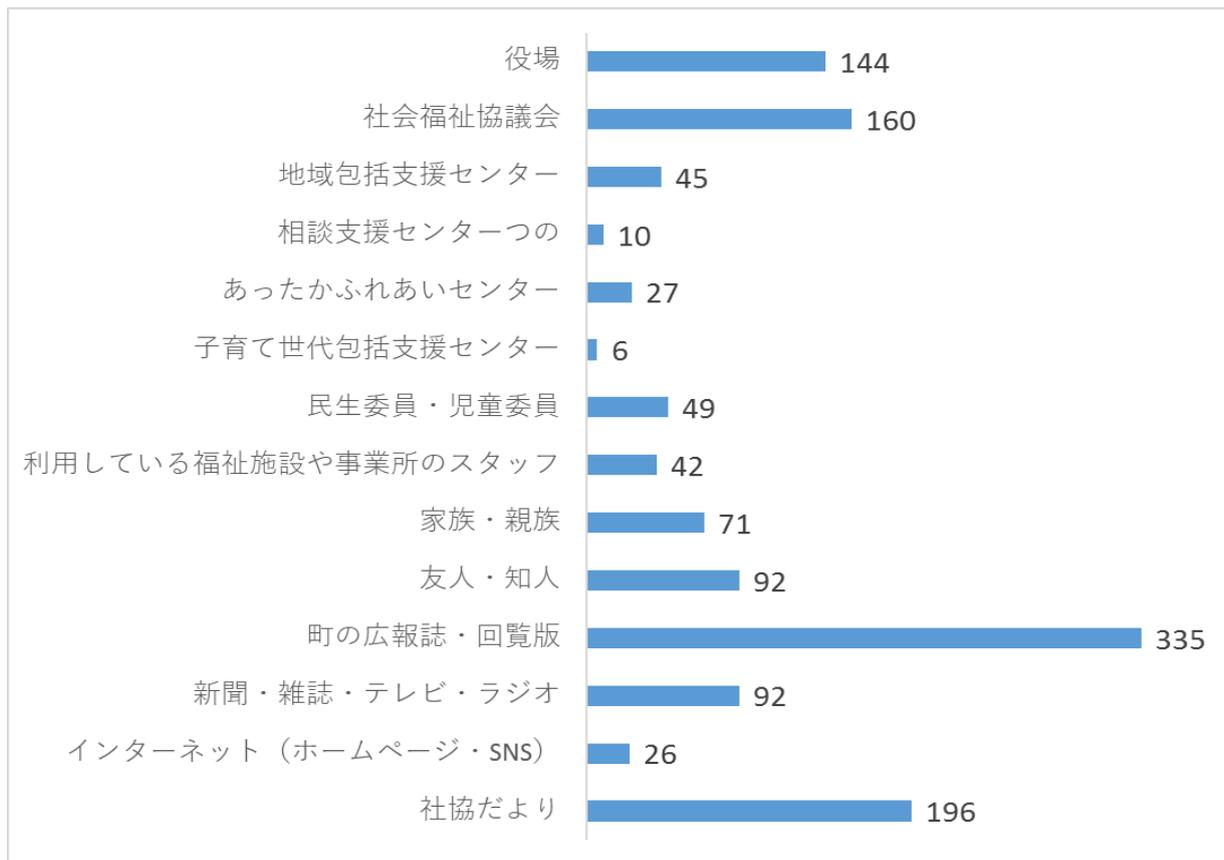
1. あなたは、「福祉」という言葉にどのようなイメージをお持ちですか。(N=518)



2. あなたは次の福祉に関する団体や資源、制度を知っていますか。それぞれあてはまるものの1つに○をしてください。(N=518)

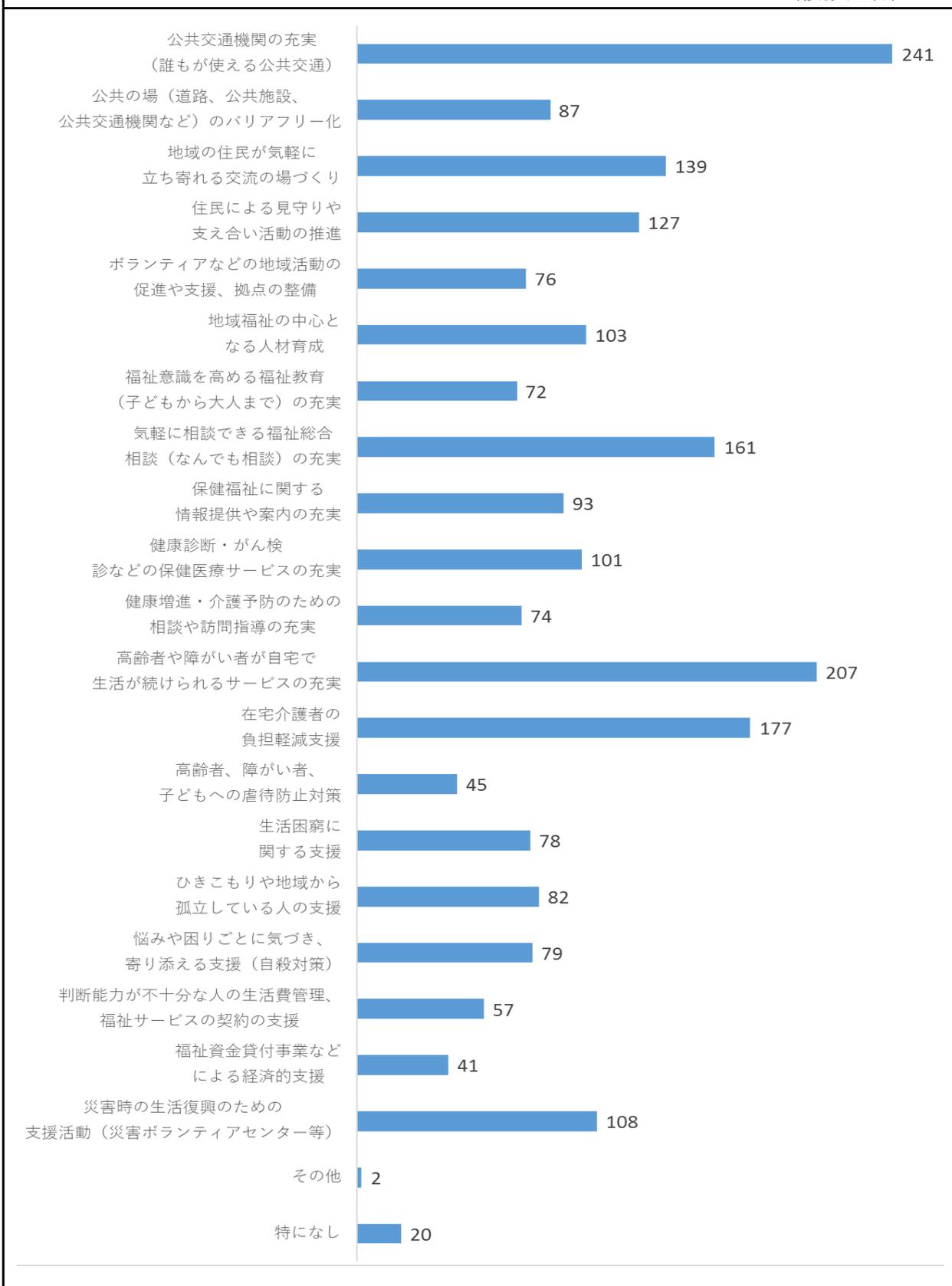
項目		よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	まったく知らない	無回答
民生委員・児童委員	人数	119	261	98	20	20
	率	23.0%	50.4%	18.9%	3.9%	3.9%
福祉委員	人数	74	167	182	64	31
	率	14.3%	32.2%	35.1%	12.4%	6.0%
自主防災組織	人数	62	182	181	58	35
	率	12.0%	35.1%	34.9%	11.2%	6.8%
地域包括支援センター	人数	60	174	192	61	31
	率	11.6%	33.6%	37.1%	11.8%	6.0%
相談支援センター つの	人数	20	83	257	118	40
	率	3.9%	16.0%	49.6%	22.8%	7.7%
子育て世代包括支援センター	人数	19	97	241	124	37
	率	3.7%	18.7%	46.5%	23.9%	7.1%
社会福祉協議会	人数	154	214	95	32	23
	率	29.7%	41.3%	18.3%	6.2%	4.4%
あったかふれあいセンター	人数	87	162	182	60	27
	率	16.8%	31.3%	35.1%	11.6%	5.2%

3. あなたは福祉サービスの情報を主にどこから得ていますか。(複数回答)



## 問5. 今後の津野町について

1. 今後、津野町で取り組む施策や活動として、充実すべきだと思うものは何ですか。  
(複数回答)



## 問6. 新型コロナウイルス感染症について

1. 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が考えられる、次の項目について、①現在困っている、②将来困ることが想定される、③影響はないの中から、それぞれあてはまるものを選んでください。(N=518)

項目		現在 困っている	将来困ること が予想される	影響はない	無回答
収入の減少	人数	42	177	218	81
	率	8.1%	34.2%	42.1%	15.6%
支出の増加	人数	36	192	198	91
	率	7.0%	37.1%	38.3%	17.6%
失業(就業先の経営不振による)	人数	7	118	282	111
	率	1.4%	22.8%	54.4%	21.4%
過重労働	人数	12	87	304	115
	率	2.3%	16.8%	58.7%	22.2%
働き口がない	人数	12	106	292	108
	率	2.3%	20.5%	56.4%	20.8%
働き方の変化による負担(在宅勤務など)	人数	6	78	310	124
	率	1.2%	15.1%	59.8%	23.9%
ご自身・ご家族の健康悪化(身体面)	人数	20	228	188	82
	率	3.9%	44.0%	36.3%	15.8%
ご自身・ご家族の健康悪化(精神面)	人数	23	223	179	93
	率	4.4%	43.1%	34.6%	18.0%
ご自身・ご家族の学習機会の確保、学力低下	人数	8	116	279	115
	率	1.5%	22.4%	53.9%	22.2%
子どもの預け先の確保	人数	6	62	320	130
	率	1.2%	12.0%	61.8%	25.1%
家族の介護の負担増	人数	19	196	201	102
	率	3.7%	37.8%	38.8%	19.7%
地域活動の停滞	人数	36	214	163	105
	率	6.9%	41.3%	31.5%	20.3%
文化活動やアートなど文化芸術にふれる機会の減少	人数	53	151	199	115
	率	10.2%	29.2%	38.4%	22.2%
運動・スポーツの機会の減少	人数	70	158	180	110
	率	13.5%	30.5%	34.7%	21.2%
友人や親族、ご近所との交流機会の減少	人数	110	208	116	84
	率	21.2%	40.2%	22.4%	16.2%
外出時の制限(マスク、消毒など感染予防対策)	人数	108	136	176	98
	率	20.8%	26.3%	34.0%	18.9%

## 2. 津野町社会福祉協議会による 聞き取り・アンケート結果

### 1. 福祉委員

福祉委員のみなさんにアンケート方式で活動の実態や感想などをお聞きしました。その際、「社会的弱者と言われる人たちが暮らしやすい地域づくりについて」、また、「地域で行われている取り組みについて」もご意見を寄せてもらいました。ここでは、地域福祉活動に関するご意見を抜粋して掲載しています。

#### <どのような見守りや手助けをされたことがありますか？>

※回答が多い順

- 近隣でのあいさつを心掛けた
- 地域サロンなどの地域の集まりに誘った
- 散歩や買い物のおついでに声をかけた
- 活動したことがない
- 気になる人、心配なことを民生児童委員や社協に相談、連絡した
- 病院受診や買い物などの手助けをした
- 気になる人、心配なことについて地域の人や民生委員と話し合った
- 電気の点灯消灯や洗濯物の取り込みなど日常生活の中で安否確認をした
- 新聞や郵便物が溜まってないか、気にかけた
- 定期的に一人暮らしの人や気になるお宅を訪問した
- ゴミ出しや電球の交換などの手助けをした
- 書類の分からない時のアドバイス

#### <福祉委員になって感じたことは？>

- 地域の方が困っていたら助けたいと思った
- 見守り活動の大切さがわかった
- 地域のことや近所のことがよくわかるようになった
- 福祉のことを知るきっかけになった
- 福祉の問題に気付くようになった
- 具体的な活動がわからない
- 負担感がある

※回答が多い順

### 福祉委員 活動の手引き

☆ 手引き もくじ ☆

1. 「福祉委員」ってなに？
2. 「福祉委員」が必要なわけ
3. 「福祉委員」の活動は…
4. 「福祉委員」の大切な視点

社会福祉法人 津野町社会福祉協議会

＜社会的に弱い立場の人たちが安心して暮らせるための地域づくりについて  
ご意見やアイデアをお聞かせください＞

- 地域住民によるお互いの情報交換が重要だと思う
- 常に気にかけて交流する。日々お互い声を掛け合い気に留めている
- 日常会話を心がける
- 隣近所の思いやり、見守りを大事に
- 弱い立場の人でも地域の一員として地域活動にもっと参加できるように
- 埋もれた困っている人たちを見つけて手助けする。このような活動が益々大切になってくる。声をあげられない人を見つけるために何かできないでしょうか
- いじめやつまはじきなどない生活ができるように大人も子どもも地域すべてで見守りが必要だと思う
- 福祉委員になっているかどうかにかかわらず、地域の一人一人が周りを気にかける関係性が大事だと思います
- 定期的な声掛けや地域が一体となった見守り活動
- 集落内全員互助を大切に
- 福祉の情報を40台～60台の若い方にも流す必要がある
- 地域での交流の場が必要。地域の伝統や文化の継承と共に参加していくことが大事
- 昔は、近隣にも気軽に行ってましたが、今は鍵がかかって、交流もなくなりました。個人のプライバシーの方が大切な時代になりました。
- 福祉委員がサロンをやっているのですが、集いの中で近況もわかりますが、仕事のある若い人は大変になってくるのでは
- AIの活用
- 仕事に就いているため、十分な活動ができていないですが、折にふれて地域住民の方とのかわりを深めていろんな面で活性化できていけるようにしていきたい



アンケートから見たこと

アンケートでは、福祉委員としての活動が見えにくいことややりにくさについても率直なご意見をうかがうことができました。また、地域の方々が気遣い合うことの大切さを多くの方が回答いただいていることから、無理せず自分も周囲の人も「楽」に活動を続けていくことが必要だと感じました。お互い声を掛け合えるのは、顔の見える関係があること、地域に交流の場があることなども関係していると感じました。

## 2. ふれあい配食サービス ボランティア

### その1 調理ボランティアの声

<ボランティアしていて不安や問題に感じていることは？>

- コロナが流行っているときは心配だった
- 年齢を重ねて、いつ活動に参加できなくなるだろう
- 運転ができないので友達が来ないと参加できない
- 食べてくれる人の顔が見えない
- メニューのバランス
- 後々やってくれる若い人への声掛け
- 調理ボランティアの減少
- 参加人数が少ない時に応援してくれるボランティアがほしい

<楽しかったこと、うれしかったことは？>

- 来るといろいろな情報が入る
- 普段会えない人に会える。人を知れる
- 楽しい
- 張りができる
- 料理のレパートリーが増える
- 料理も覚える。レパートリーが増える。勉強になる
- 人と接しながら話せることが楽しい
- 認知症予防になる
- 少しでも役に立っているかなと思う



### <活動の楽しみ、メリットは？>

※回答が多い順

- 地域の高齢者と交流できる
- 地域の役に立てる
- ボランティアの知り合い、仲間と会える
- 生活にメリハリができる
- 認知症予防
- お世話になった世代の方への恩返し
- 地域の高齢者の生活の様子が見れる

### その2

### 配達ボランティアの声

### <不安やデメリットは？>

- 体力など年齢的に心配
- 運転が不安
- ボランティアの高齢化
- 1か月に1回なので忘れないか心配
- ※「特にない」人が最多でした

### <配達していて気づいたこと・心遣いは？>

- （利用者に）心身や行動について問いかけし、変化の把握に努めています
- 一人暮らしの人が多いため、話し相手になるようにしている
- 近所の人とよく話している様子を見かけます
- 一人暮らしで特に年齢が高い高齢者の見守りが大事だと思います
- 他とのお付き合いがないみたいと感じる人もいて気になります
- 津野町も高齢化が進んでいると感じる
- 認知症の人が多くなってきて、生活が難しくなっていると感じる（ゴミ出しや重要書類の整理など）
- 配食サービスを楽しみに待っている人が多い
- 食事の偏りが高血圧等の健康面に影響している
- 耳が遠い人が多く、会話がしにくい



### <配達でうれしかったことは？>

- 「うれしい」「ありがとう」という言葉を聞いた時
- 私の子どもの時や姑を知ってくれている人とは昔話をよくします
- いつも待っていてくれます。配達するのもうれしいです
- 顔を覚えてもらってからは、話をよくしてくれるようになった
- 「あなたの元気な声で元気がでます」と言ってもらえた
- あまり会う機会がなかった人と家まで行って会えて話ができる
- お元気そうだと安心します
- 利用者さんから励まされる

### アンケート・聞き取りから見たこと

ふれあい配食サービスは、調理も高齢者へのお届けもボランティアの力で成り立っています。心を込めて作り、1軒1軒大切に届けて会話をすることで困りごとや変化、津野町の福祉課題にも気づいていただいています。食べてくれる人の顔が見えると、調理のボランティア活動も楽しくできることなど工夫が必要なこともわかりました。

### 3. 地域サロン

(ふれあいサロン・リフレッシュサロン)

#### 参加者とお世話人

その1  
参加者の声

#### <サロンの良いところは？>

- お世話人さんがようお世話してくれる。若い人もようやってくれる！
- めったに会えない人に会える。サロンがなかったら、なかなか会えん…。
- みんな仲が良い。和がある。みんなの活力！
- 役割分担ができていて、みんなで協力し合える
- みんなでおしゃべりして笑いが絶えない
- 体操を頑張っている
- 一緒に食べれる
- 参加者にそれぞれ役割がある

#### <コロナでサロンができなかったよね。どう感じていた？>

- みんなに会えずに寂しかった
- 一人暮らしだとサロンがなくて、人と話すことがなかった
- テレビもコロナ、誰にも会えず憂うつだった
- 家で座ったり寝たりばかりで弱る。身体を動かすこと、人と話すことが大事
- 休んでいたら疲れやすくなった。続けることが大事
- やっぱり人が集まる場所がないといけないと思った

#### <こんなサロンになったらいいな！>

- 今のサロンがえい。ずっと続けたい！続けてほしい！
- 若い人も一緒にできるサロンを
- 男性がもっと参加してほしい
- なかなか出てこれん人にももっと誘い出しをしたい
- 頭を使ったり、ぞうりを作ったり、ワイワイやりたい
- 出かける場所があれば家で介護をしている家族も休まる



## その2 世話人さんの声

### <サロンの良いところは？>

- みんなが世話人のつもりでやっている
- 高齢者がすごい！
- みんなが仲良し
- みんなが自主的にさっさとしてくれる
- みんなで食べるとよく食べる
- 集落活動センターが協力してくれる
- 認知症の人も、声をかけたらすぐ来てくれる
- 若い人も来てくれる。お孫さんを連れてきてくれる



### <世話人としての苦勞は？>

- コロナが落ち着いてないので思うようにできないことがしんどい
- お出かけの段取りが、キャンセルなどがあるとやりにくい
- 企画案がなかなか出てこない
- 声をかけても出てきてくれないとき
- 一人で段取りすることになるとしんどい



### <世話人していてうれしかったことは？>

- 段取りは自分のためにもなる
- 頭を使うので刺激になる
- マスクを作って仕上げれたこと
- みんなが「自分のため」と来てくれるのがうれしい
- 「気が晴れた」と言われるのがうれしい
- 「ご飯がおいしい」とサロンの日を待ってくれる
- 一人暮らしの人は一緒に食事をするのを喜んでくれる
- 今日も「やれて良かった。集まって良かった。」と感じる
- 運動後のおしゃべりは世間話が進む。サロンがないとこんな機会はない

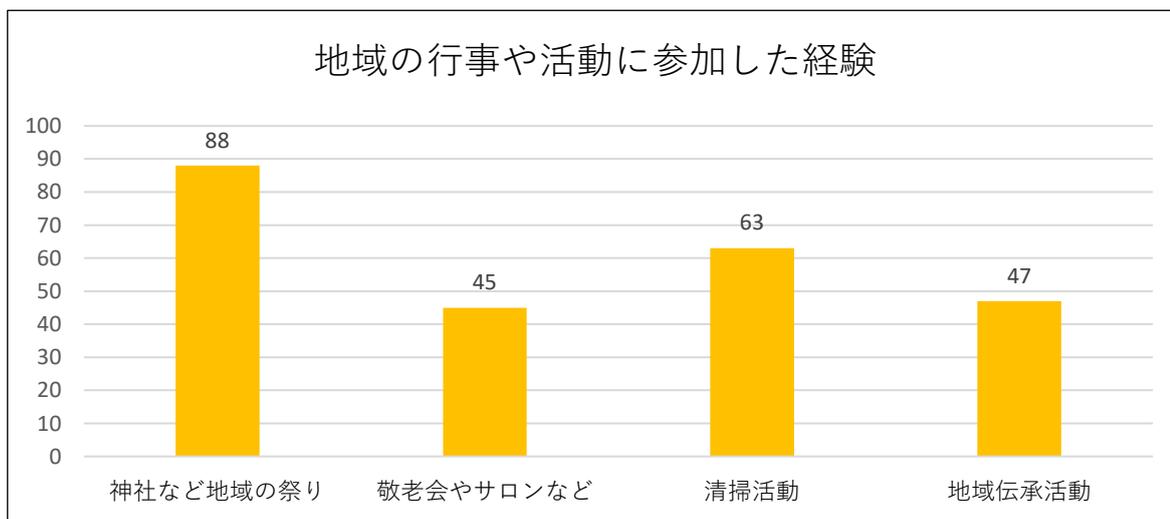
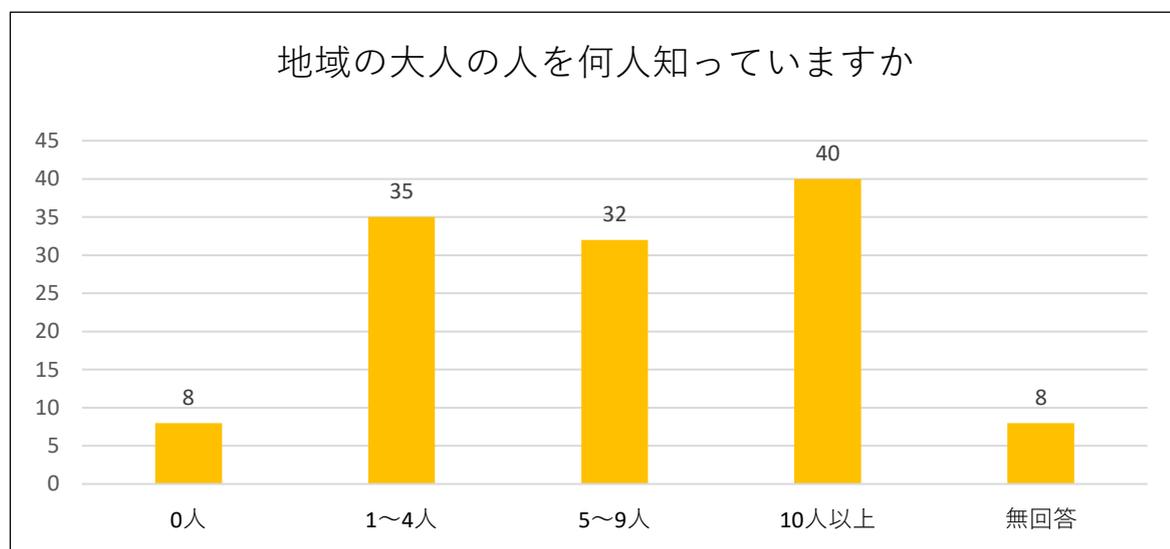
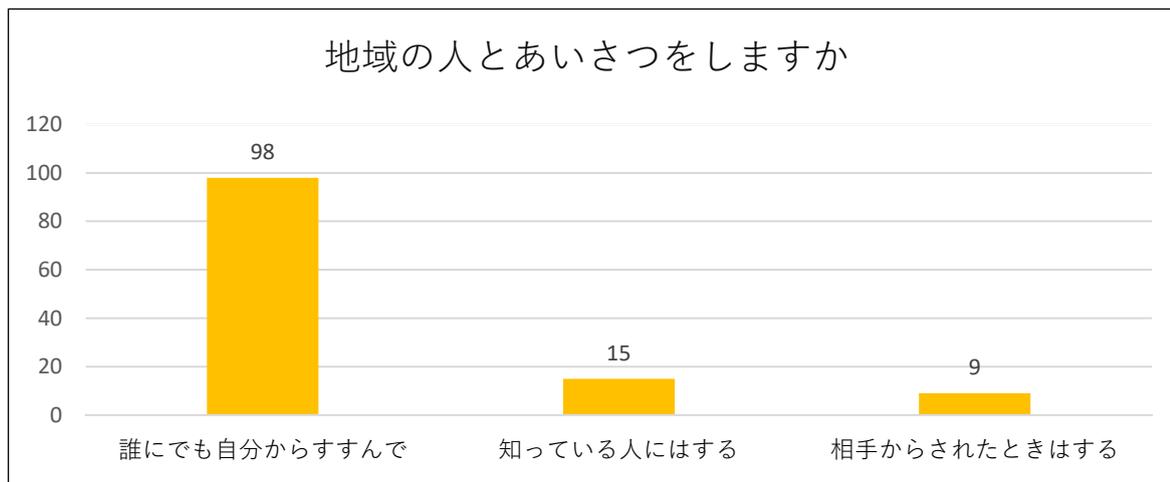
### アンケート・聞き取りから見たこと

地域サロンを訪問させていただくと、みなさん笑顔でとても楽しそうです。普段着で普段の言葉で気軽におしゃべりし、楽しく集えるつながりの場となっていることがよくわかります。世話人さんの配慮や気になることの中には、そこに暮らす人だからこそその気づきがあります。地域の情報が集まり、気遣い合いながら孤立を防ぐ場としての機能もあることがわかりました。

## 4. 中学生

(葉山中学校・東津野中学校)

次世代を担い、今も大切な地域の人財である中学生の声を葉山中学校と東津野中学校の全校生徒のみなさんに地域とのかかわりや希望などの声を聞きました。  
※グラフ上の数字は回答人数



<地域の人との関わりの中で、うれしかったことは？>

■あいさつ

- いつもあいさつをしてくれる
- 笑顔であいさつをしてくれること
- 登校中に笑顔で手を振ってあいさつしてくれた
- 家の近くに住んでいる人がいつもあいさつをしてくれること
- 「気をつけてね」と言ってもらえることがうれしい
- 帰るときに「おかえり」と言ってくれて、楽しくおしゃべりすること
- あいさつをすると「おかえり」と言ってくれるとき
- 小学生の時から知っている近所の人、今でも会ったら手を振ってくれる
- 毎朝「おはよう」だけでなく「気をつけて」と言ってくれたこと
- 「さようなら」とあいさつしたら「寒いから気をつけてね」と言ってくれた
- 学校に行くときにあいさつと一緒に元気をくれることばをもらった
- 毎朝会うおばさんがあいさつだけでなく話しかけてくれること
- 歩いて帰っているときに声をかけてくれた
- 話かけてくれる
- あいさつをよくしてくれること

■困っていたら

- 自転車に挟まったところを119に連絡して助けてくれた
- 自転車のタイヤが曲がったときに直してくれた
- 自転車のタイヤに空気が入らなくて困っているときに助けてくれた
- 自転車がパンクしたときに助けてくれた
- 自転車のギアが壊れたときに直してくれた
- 自転車が壊れたときに声をかけてくれた
- 自転車でこけて用水路に落ちたときに自転車を上げてくれた
- 友人の自転車のチェーンが外れたときに声をかけてくれた
- 小学1年生の頃、溝に落ちたときに通りかかった人が助けてくれた
- ケガをしたときに助けてくれた

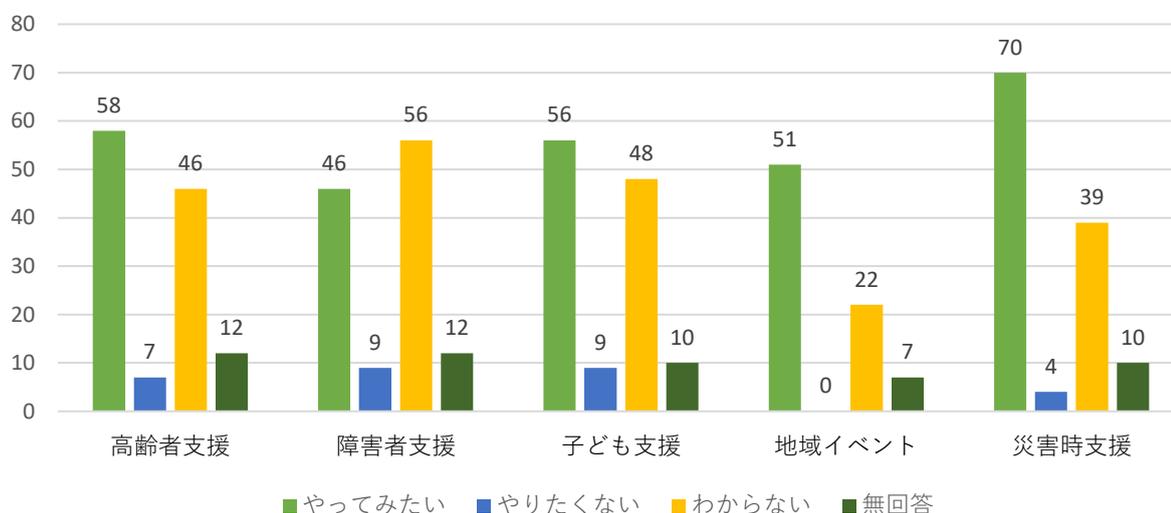
■ほめてもらって

- 花取り踊りを踊れるようになったときにほめてくれた
- 地域の集まりでダンスを披露したらたくさんの方が上手とほめてくれたこと
- 頑張っていてほめてもらったとき
- 部活でがんばっていることをほめてくれた
- 「試合がんばれ」と言ってくれた
- あいさつをしたことをほめてくれた
- コンクールの結果をほめてくれた
- かわいいと言ってくれた
- 「成長した」と言われたこと

### ■感謝の気持ち

- 野菜をあげて「ありがとう」と言われたこと
- 感謝してくれたとき
- 手伝いをしたときに「ありがとう」と言ってくれた
- 地区で清掃をしたらジュースをくれた
- 周りに落ちているゴミを拾ったらお菓子をくれた
- 果物、野菜をくれた
- 掃除をしてくれた

### 今後やってみたいボランティア活動



### <現在、できるボランティア活動は？>

- ゴミ拾い、ゴミを捨てない
- 交流やゴミ拾いなど自分ができること
- 山や川の掃除
- 清掃活動、地域の掃除
- 山登りのときにゴミを拾いながら登る
- 公園の清潔を保つ
- どんなことでもやってみたい
- ポイ捨てをしていたら注意する
- チャレンジする
- いろいろな行事に参加する
- 地域の人たちの手助け
- 何かを支援する活動
- 高齢者を支える、手伝う
- 高齢者施設訪問
- 高齢者、子ども、地域行事などできるだけやりたい

- 地産地消関係のこと
- 地域伝承活動
- 地域の祭りを手伝う
- 災害時の援助
- あいさつ
- 募金

## <みんなが助け合う津野町にしていくために必要なこと>

### ■交流・思いやり

- たくさん交流する。交流を深める
- 地域とのふれあいを増やしていくこと
- 関わりを持つためもっと交流する
- 地域での活動を多く行い交流する
- みんなが仲良くする
- コミュニケーションをとる
- 知らない人と交流して信頼を強くする
- 地域の人との関わりを深める
- 一致団結する
- 優しさをもつ、優しさを忘れない
- 思いやり
- 親切心
- みんなが気をつかえたらいいと思います
- 近所が顔見知りになる
- 近所づきあいをよくする
- 温かい笑顔
- 自分や地域の人のために何かをしよう  
と考える、実行すること
- 地域の状況をよく知ること
- 前向きな志

### ■助け合い

- 困っている人がいたら助ける
- お互いに助け合う
- 周りに困っている人がいないか確かめる
- 助け合いの心
- 手伝いができることはする
- 一人一人が協力して参加する
- 地域全体が協力し合う
- ボランティアをする

### ■あいさつ

- あいさつをする
- まずはあいさつ。交流の場が増える
- 日頃からあいさつをする

### ■活動

- ゴミ拾い、ポイ捨てをしない
- 自然を大切にする
- 町民みんなで清掃活動大会
- 道の整備
- 避難訓練
- 災害に備える訓練

## アンケート・聞き取りから見えたこと

中学生は、今回のアンケートを通して、地域の人に励まされ、助けられていることをしっかりと伝えてくれました。そして、周囲の人たちへの思いやり、自分ができると、大人も一緒になって取り組むことをメッセージとして回答してくれています。

子どもたちは守るべき存在であり、未来の津野町を創るパートナーでもあることを力強く感じました。

# 葉山小学校区

## ◆ こんな地域です！

津野町東地区（旧葉山村）の東。須崎市に隣接する「葉山小学校」の校区です。

人口も多く、役場本庁舎や総合保健福祉センター、消防署、駐在所、郵便局、商工会、農協などの機関や商店もあり、比較的生活しやすいと言われています。地域を盛り上げる住民自主団体もあり、地域イベントにも活発に取り組んでいます。

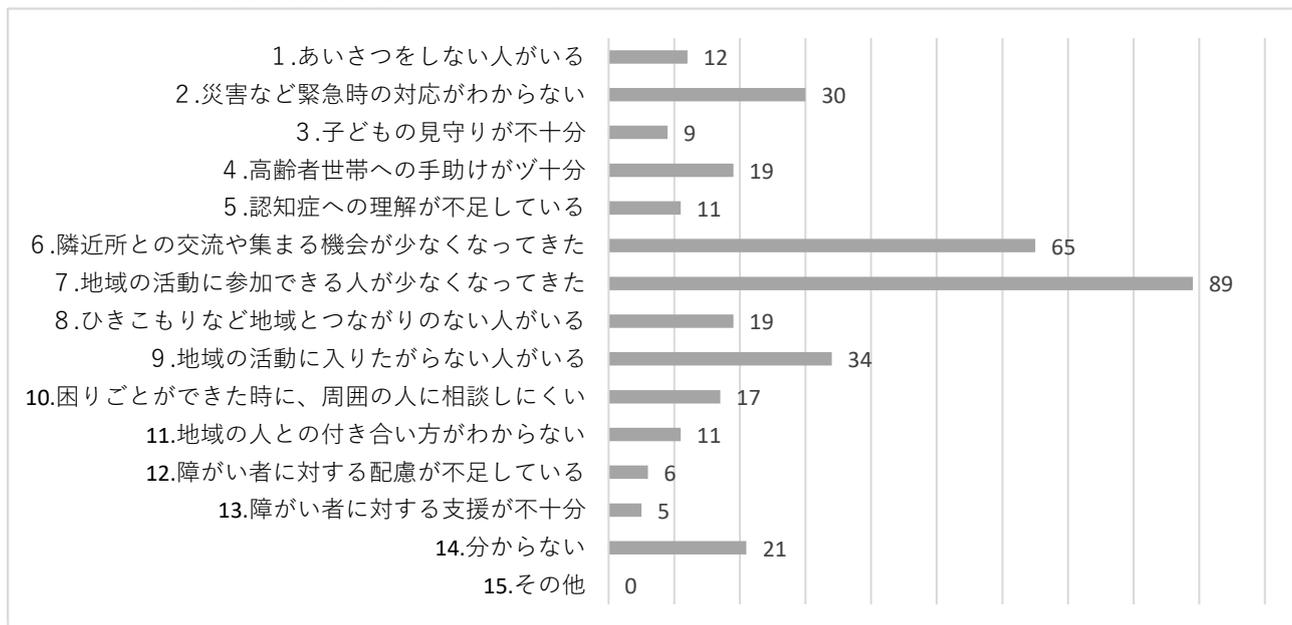
### ◆地区◆

東部・勝登呂・永林・宇津ヶ藪・三間川・樺の川・西谷・山崎・下元槇谷・ステップMonte家・橋本新町・中町・東林・姫上上井田・久保川・本村・日比原・久保・札幌・王子・石神成・正尺・貝の川・川の内



## ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

### ■地域福祉計画住民アンケートより



### ■福祉座談会より

- ・人と会う機会が減って、田んぼなどの共同作業も減り、話す機会も減った
- ・コロナでイベントもなくなり、にぎやかさもなくなり、気持ちも低下してきた
- ・道端でゆっくり話すこともないので、地域の情報が入りにくい
- ・サロンは、決まった人しか来ない

◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

■福祉座談会より

- ・まとまっていて、仲が良い
- ・あいさつをよくしてくれる
- ・自宅を訪ねてくれる人がいる
- ・若い人も会には、出てきてくれる
- ・お宮の活動で人がつながっている

■地域サロンより

- ・若い人もお世話人になり、熱心にやってくれる
- ・みんなでおしゃべりして笑いが絶えない
- ・役割分担が自然にできている
- ・誰でも気楽に参加できて人のつながりができている

この地域の福祉座談会

○とき：令和3年12月6日（月）  
18:30～20:00

○ところ：総合保健福祉センター  
「里楽」

○参加人数：22人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらいいね！

■福祉座談会より

- ・地域で声を掛け合い、互いに励まし合う地域になったら
- ・子どもを通して若い人も地域とのつながりができたらよい
- ・誰にも声を掛けてくれるリーダーがいたらよい
- ・おしゃべりをする場。地域がつながると思う
- ・シニアカーが増えてきたので、乗る人も周囲の人も知識が必要

■地域サロンより

- ・集会所が毎日開いていて、誰が来てもいい、どんなこともできるようになったらいい



各サロンの様子



福祉パトロール



## 床鍋地区

### ◆ こんな地域です！

津野町東地区（旧葉山村）を横断する国道から「夢トンネル」を通して南にある集落。昭和まで「床鍋小・中学校」がありました。廃校活用の「森の巣箱」には、住民の地区を守る強い思いと更に支え合う集落福祉の願いが詰まっています。日本一幸せな地区を目指して、夜なべ談義を繰り返し、カタチとなった実践があります。

#### ◆地区◆

床鍋



### ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

#### ■地域福祉計画住民アンケートより

- ・日中昼間は家に居ない人が多い
- ・以前より近所付き合いがなくなった。地区の付き合いも希薄になっていると感じる
- ・病気になった時、不安がある。でも、地域のつながりで協力してもらえと思う！

### ◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

#### ■福祉座談会より

- ・気軽に地域の人に頼みごとができる
- ・お互い様で助け合いができる！みんなにその意識があると思う！
- ・みんなが団結力があり、見守り愛が来ている

#### ■地域サロンより

- ・男の人の参加者が多い
- ・高齢になっても稼ごうとする人が多い

### ◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらいいね！

#### ■福祉座談会より

- ・福祉委員と民生委員の定期的な情報交換の時間があったらいいな
- ・15年後の楽しい床鍋地区を考えていきたい！

#### ■地域サロンより

- ・月に1回でもワイワイ楽しめることがあたらいいね！
- ・笑えるところが必要
- ・笑って楽しかった、と思えることが大事

#### この地域の福祉座談会

○とき：令和4年1月27日（木）  
18:30～20:00

○ところ：森の巣箱

○参加人数：11人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ こんなことに取り組みます！！

## 日本一の集落福祉の取り組みを目指して！

○福祉委員連絡協議会を作り、3ヶ月に1回の定例会を開催します！

○地区住民全員参加の防災訓練を実施します！

○全世帯に「お守りカード」を配置します！



防  
災  
訓  
練



サ  
ロ  
ン



福祉連絡協議会

## 精華小学校区

### ◆ こんな地域です！

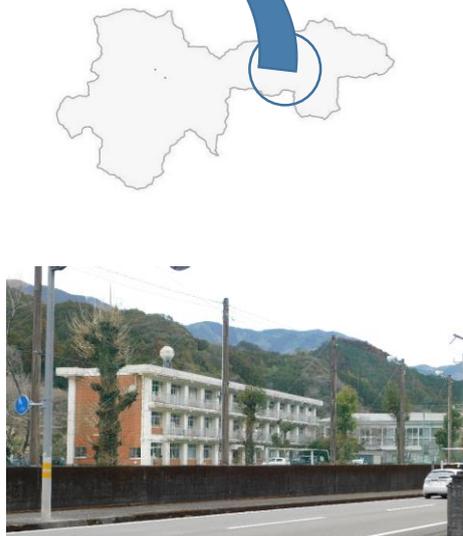
津野町東地区（旧葉山村）の西寄りの区域（白石地域除く）で、白石小学校と統合する前の「精華小学校」の校区です。

精華地域を盛り上げるために、住民の主体的な活動母体「精華ファミリー」が知恵を出し合い、行動を興しています。

地域のサロンでは、和気あいあいとした和やかな集いが開かれています。

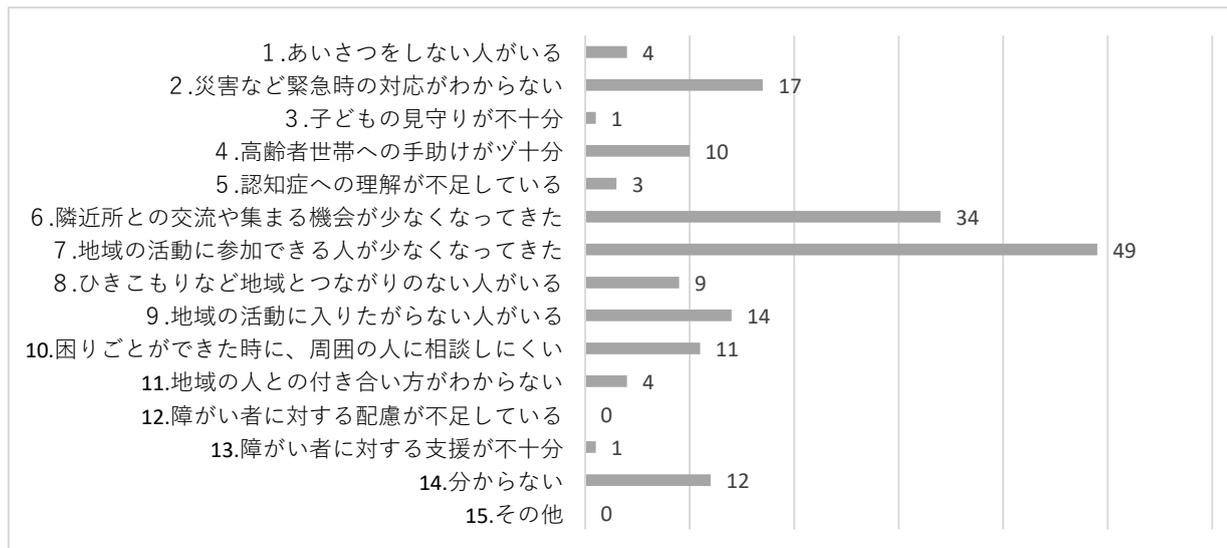
#### ◆地区◆

赤木・桑の川中・桑の川上・船野・梶足・舞の川・栗の木・東倉川・藤の川・大野・鍵野々・東黒川・西黒川・白河瀬・石指・楠木山・本成・日浦・大谷



### ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

#### ■地域福祉計画住民アンケートより



#### ■福祉座談会より

子どもが外で遊びたくても一緒に遊ぶ子がない

集いの場が少なくなってきた、人と人のつながりが薄くなってきた

外に出てこない一人暮らしの人が心配

若い世代のサロンへの参加が少ない。昔は、セタとかにはたくさんの参加があった

◆ **良いところ、自慢もいっぱいあります！**（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

■ **福祉座談会より**

買い物や通院など、みんなで声掛け合ってコミュニティバスを利用している  
車に乗れない人は、訪問販売を利用したり、近所の人が声掛けしてくれる  
お宮の時にはみんな集まる。道づくりもまとまりがあってきれいにやっている  
サロンに集まったら情報も集まる。近所の変化に気づける  
サロンで食べたり飲んだりが楽しい

■ **地域サロンより**

男性がおるから頼もしい  
サロンも老人クラブと協力して一緒にやっている  
みんな仲が良い

この地域の福祉座談会

○とき：令和3年12月2日（木）  
18:30~20:00

○ところ：勤労者体育館

○参加人数：20人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ **こんなことしたいね！こんな地区になったらいいね！**

■ **福祉座談会より**

みんなが参加できる行事を考えていったら良い  
空き家対策をしたら若い人、子どもが増えるのでは

■ **地域サロンより**

集いの場があると嬉しい。お茶を飲んでゆっくり座れる時間が大事



精華ファミリーの活動



サロン



福祉座談会



福祉パトロール

## 旧白石小学校区

### ◆ こんな地域です！

津野町東地区（旧葉山村）の中で最も西寄りの区域です。統合前の「白石小学校」の校区です。

「集落活動センターしらいし」が地域活動の中心となり、地域内外の交流の拠点ともなっています。環境整備から農作物の生産、防災活動、餅つきなど子どもから高齢者まで参画できる活動を行っています。

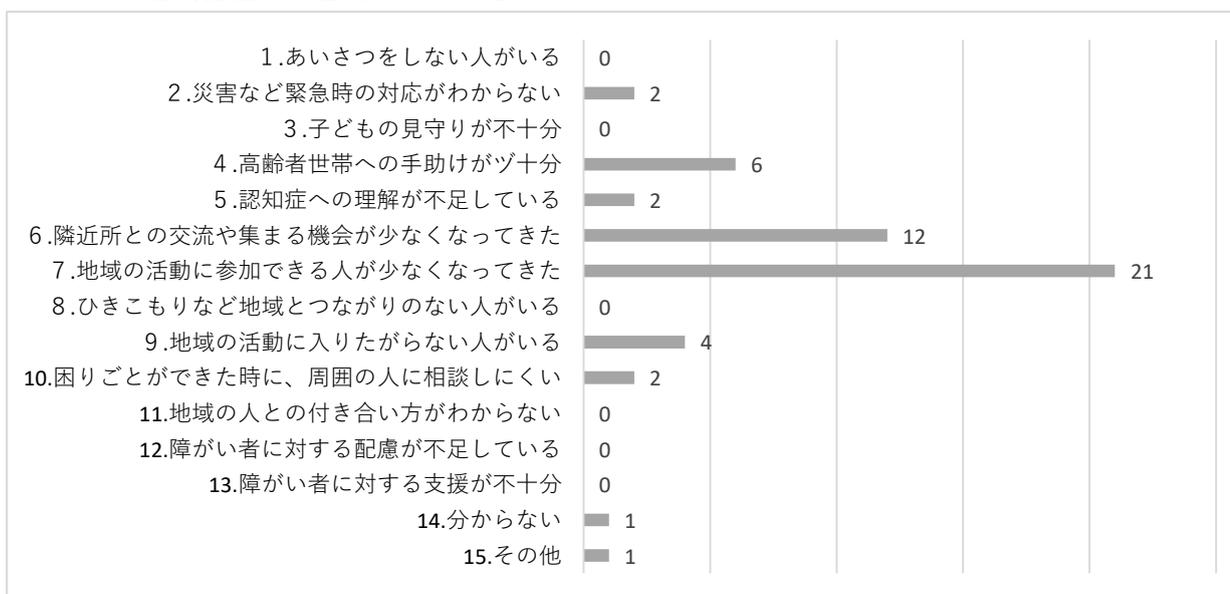
#### ◆地区◆

大川・仲野・中谷・駄場・桃の木  
竹の谷・二ツ家・重谷・大西



### ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

#### ■地域福祉計画住民アンケートより



#### ■福祉座談会より

- ・高齢になり外出が難しくなると、近所づきあいまで疎遠になる
- ・高齢で車に乗れなくなると買い物ができない。コミュニティバスがないと困る
- ・家を建てるにも急傾斜地なので、便利の良い平坦地へ建てることになる
- ・民生児童委員に地域の子どもの情報が入ってきにくい

◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

■福祉座談会より

- ・道づくり、水道、お宮などいろんなことを地区で協力してやっている
- ・県道の草刈りや敷地内の清掃など集落活動センターの活動に協力的
- ・畑など農作業をしている人も多く認知症予防になっているのでは
- ・認知症の人とのかかわりが上手
- ・周囲の人が良く気をつけてくれる
- ・人がやさしい

■地域サロンより

- ・サロンは家族みたい
- ・みんなで話して、みんなが補ってくれる

この地域の福祉座談会

○とき：令和3年11月26日（木）  
18:30～20:00

○ところ：集落活動センター  
しらいし

○参加人数：13人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらえいね！

■福祉座談会より

- ・お互いが見守り合う関係。近所付き合いが大事
- ・買い物が不便でもあったかられあいセンターに来たらできる



地域を盛り上げよう！



福祉パトロール



年末  
おも  
ちつき



## 旧船戸小学校区

### ◆ こんな地域です！

津野町西地区（旧東津野村）の中で最も東寄りの区域で、統合前の「船戸小学校」の校区です。

四万十川源流点の地でもあり、「集落活動センターふなと」では、地域活動の拠点となり、地域外との交流が盛んです。また、住民の困りごとにも耳を傾け、知恵と経験を活かした取り組みを展開しています。集落では、サロン活動や近所同士の気遣い合いも根付いています。

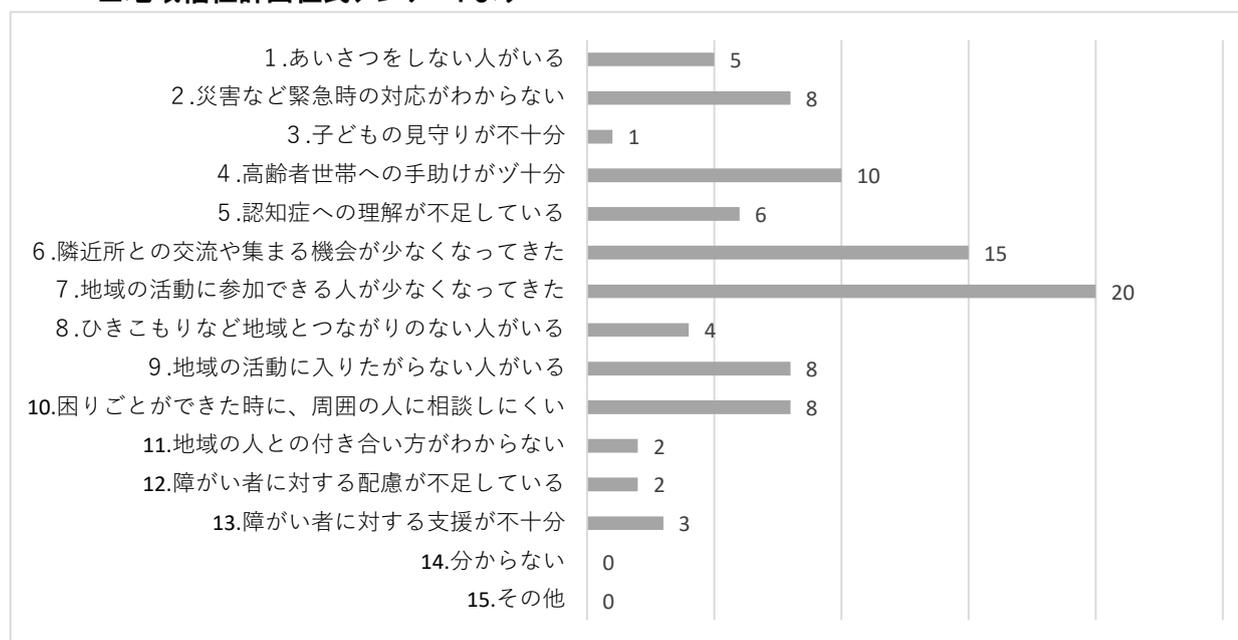
#### ◆地区◆

下桑ケ市・上桑ケ市・西倉川・岩土桂・船戸町・船戸奈路・中村・西の川



### ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

#### ■地域福祉計画住民アンケートより



#### ■福祉座談会より

- ・高齢化で地区の行事が難しくなってくる
- ・隣近所の共同作業が減って、小さな変化に気づきにくくなる
- ・個人情報保護があって、中に入り込めない。昔のように話がしにくい

◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

■ 地域サロンより

- ・サロンは全員が仲良し。わきあいあいとしている
- ・サロンはいろいろの話ができる
- ・地域の高齢者は、現役で仕事している

この地域の福祉座談会

○とき：令和3年12月1日（水）  
18:30～20:00

○ところ：集落活動センター  
ふなと

○参加人数：10人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらえいね！

■ 福祉座談会より

- ・高齢者が楽しく集うために移動手段は大事
- ・ご飯を食べたり、おしゃべりできる場がほしい
- ・人が集まるきっかけづくり。みんなで一つのことに取り組む
- ・男性が集まるための「目的」をはっきりさせて、継続して実施できることをやる

■ 地域サロンより

- ・集落の中でいろいろ活動しているので、活動範囲が大きくなったらやりにくいかも
- ・サロンは高齢者だけが行くところと思われるので、そこを払拭したい



各サロンの様子



あつたかふれあいセンター



# 中央小学校区

## ◆ こんな地域です！

津野町西地区（旧東津野村）の中でも最も西寄りの区域（郷地区除く）で、統合前の「中央小学校」の校区です。

地域サロンの取り組みも活発で、地域の特性を活かした取り組みが定期的に行われています。高野の農村歌舞伎や芳生野の諏訪神社を中心にした交流活動、新田をよくする会の地域イベントなど多くの取り組みが主体的に行われています。

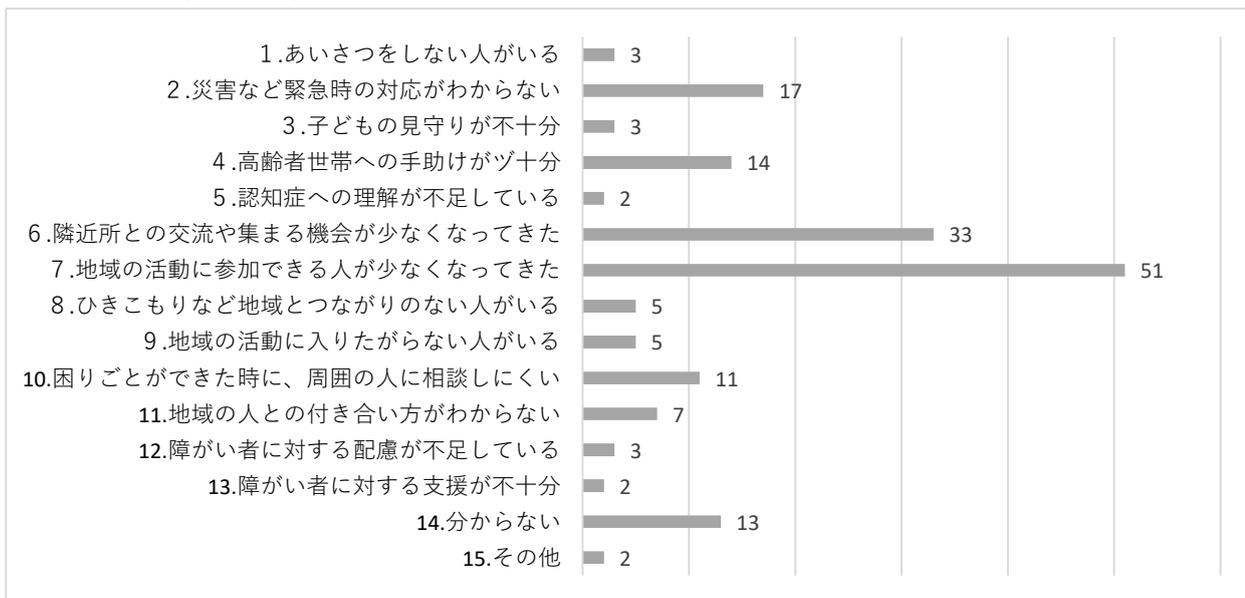
### ◆ 地区 ◆

烏出川・カ石・新田・保井川団地・  
保井川・下野・芳生野奈路・北川・  
大古味・宮谷・木桑・高野



## ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

### ■ 地域福祉計画住民アンケートより



### ■ 福祉座談会より

- ・人が集まりにくくなって文化継承ができない
- ・地区の世話役のなり手がいない
- ・男性の1人暮らし高齢者のお酒の飲みすぎが心配
- ・困った時に「助けて」が言えない。SOS発信力が弱くなっている

◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンより 抜粋）

■福祉座談会より

- ・自然が豊か。星がきれい
- ・あいさつがよくできる。みんな仲よし
- ・行事の時には、まとまりがよい
- ・困っているときも家族みたいに気遣い合える
- ・老人クラブの花植でも50歳代の人と一緒にやっている
- ・サロンで参加者の顔が見える
- ・サロンの世話人さんから情報が民生委員に伝わる
- ・サロンは、みんなが楽しみにしている
- ・高齢者に習うことがいっぱいある

■地域サロンより

- ・サロンに参加する率が高い
- ・サロンは、それぞれの役割があって、協力し合っていて

この地域の福祉座談会

①烏出川～芳生野奈路

○とき：令和3年11月30日

（火）18:30～

20:00

○ところ：老人福祉センター

○参加人数：6人

②北川～高野

○とき：令和3年11月22日

（月）10:00～

12:00

○ところ：老人福祉センター

○参加人数：11人

※皆さんの声は抜粋して紹介しています！

◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらいいね！

■福祉座談会より

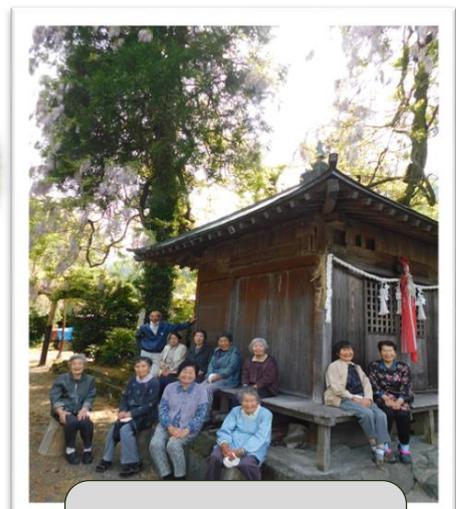
- ・行政にばかり頼らずに地区のみんなでも対応を考えることが必要
- ・お互いが助け合える地域にしていくことが必要
- ・サロンなどの地域の集いには、高齢者だけでなく地区のみんなが集えたら良い
- ・粗大ごみの回収のしくみ。集落単位では難しいので、生活圏域の規模で考えてもらいたい

■地域サロンより

- ・たまり場が必要
- ・男の料理教室などの男同士の集まりを
- ・国道付近の交通が心配。登下校の時間に気を付けられないだろうか
- ・サロンが楽しみ。続けていってほしい



各サロンの様子



地域のシンボル  
“藤の木”の下で

## 旧郷小学校区

### ◆ こんな地域です！

津野町西地区（旧東津野村）の北。天狗高原のふもとです。統合前の「郷小学校」の校区です。「集落活動センター奥四万十の郷」が地域活動の拠点です。「郷地区のことは、郷地区で」を合言葉に地域のチカラで助け合いのしくみを創り上げています。暮らしの不便さ以上に住民同士の支え合いの絆が強い地域です。

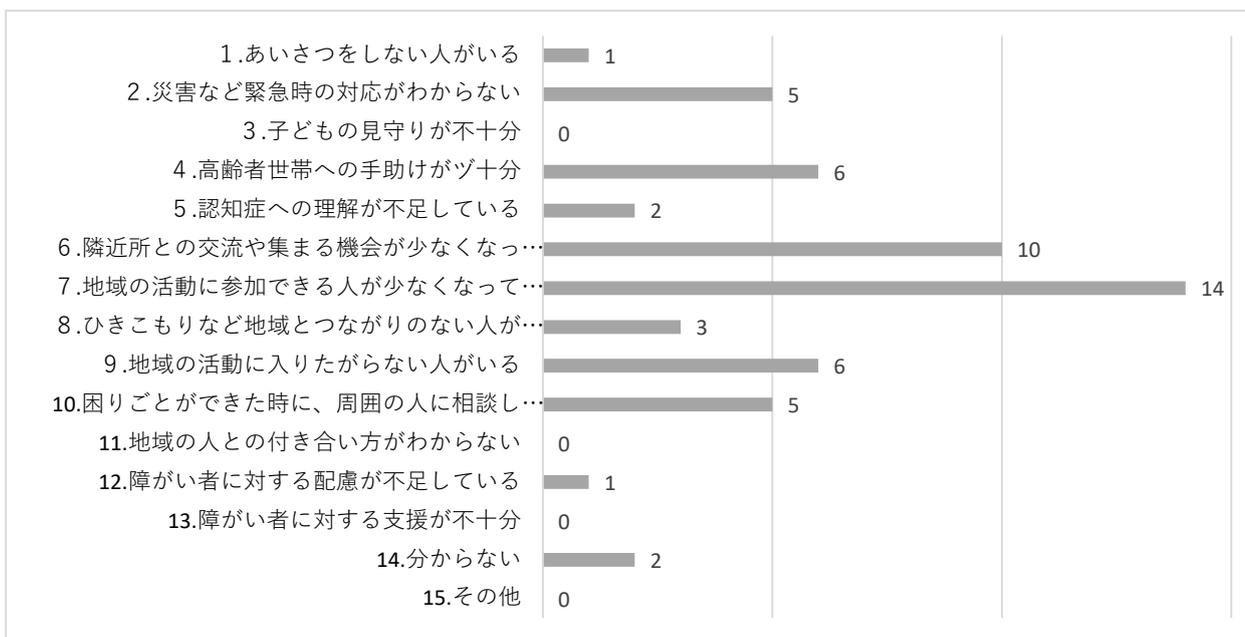
#### ◆ 地区 ◆

古味口・旧宮・谷の内・郷内・王在家・枝ヶ谷・口目ヶ市・日曽の川



### ◆ こんな問題を感じています！気掛かりなこと（住民アンケート、福祉座談会より 抜粋）

#### ■ 地域福祉計画住民アンケートより



#### ■ 福祉座談会より

- ・ 人口が少なくなってきたので地区の行事や祭りができなくなってきそう
- ・ 80歳代が地域の担い手。今後地域の文化、伝統が消滅していくのでは
- ・ 聞こえない人のお宅へ訪問しても気づかれない。見守りの方法も難しい
- ・ 誰にも言わずに何日も出かける人がいる。見かけないので体調が悪いのではないかと心配する

◆ 良いところ、自慢もいっぱいあります！（福祉座談会や地域サロンから 抜粋）

■福祉座談会より

- ・観光地が多い

■地域サロンより

- ・サロンで食べたことのないメニューが出る
- ・一人暮らしの人が多いため、会食できてうれしい

この地域の福祉座談会

○とき：令和3年11月24日（水）  
18:30～20:00

○ところ：集落活動センター  
奥四万十の郷

○参加人数：10人

※皆さんの声は抜粋して  
紹介しています！

◆ こんなことしたいね！こんな地区になったらいいね！

■福祉座談会より

- ・大根を洗いよったら「手伝うちゃおか」と声かけできる気遣い、心配りの地区
- ・出かけるときにも気軽に声掛けできる地区
- ・みんなが仲良く気持ちよく暮らせる地区
- ・みんなで力を合わせ、郷地区の福祉の確立を目指す
- ・集落の再編成も視野に入れて、お互いがサポートし合う



サロン



福祉部会



郷リンピック！！



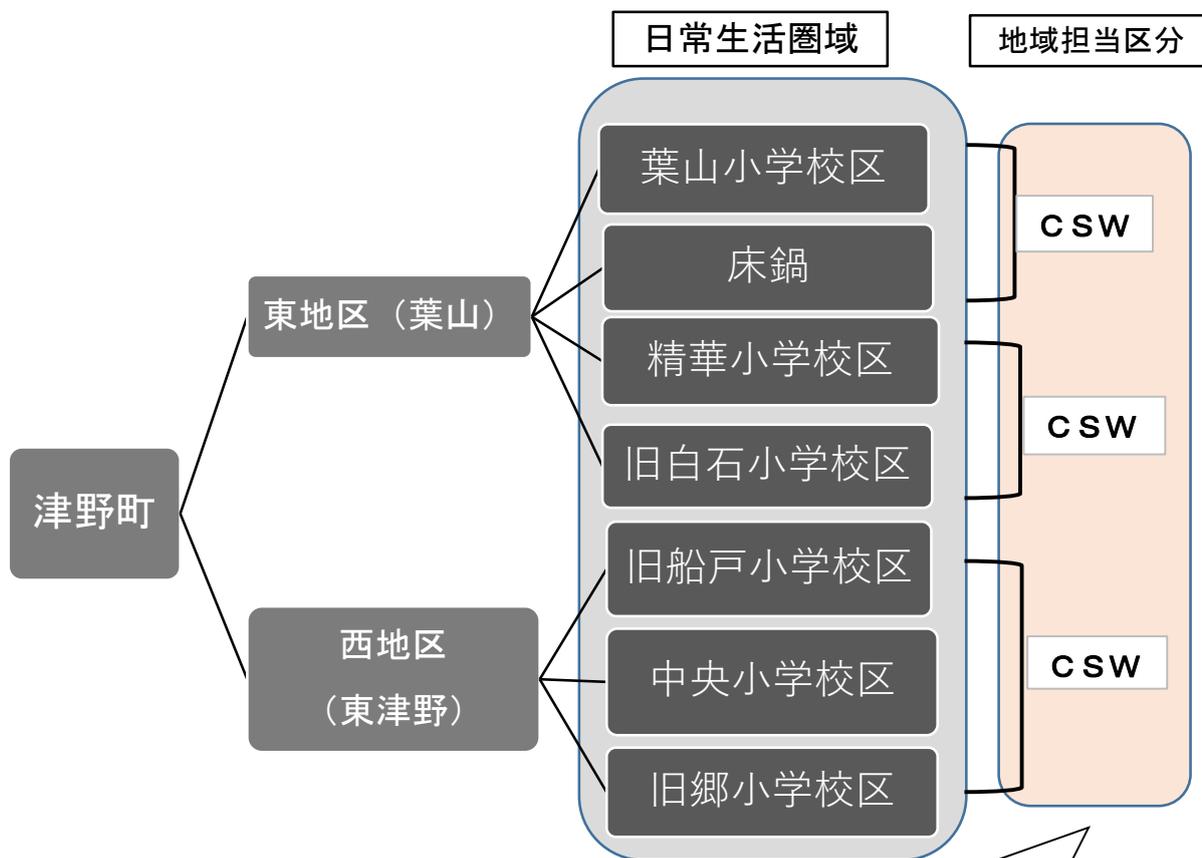
おたすけパトロール

### 3. 日常生活圏域とコミュニティソーシャルワーカー

#### <日常生活圏域について>

本計画では、住民の身近な範囲で地域福祉活動を検討していくために7つの「日常生活圏域」を設定しています。圏域の名称は、この「津野町地域福祉計画」において、統合以前の小学校名を基本に記載しています。

また、社会福祉協議会では、地域福祉推進の核となる職員「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域住民のみなさんと共に活動を展開していきます。



#### <地域担当とコミュニティソーシャルワーカー (CSW) >

津野町社会福祉協議会では、一定のエリアごとに担当職員を決め、「コミュニティソーシャルワーカー」として、住民の皆さんと共に地域福祉の推進を図っています。

#### ■コミュニティソーシャルワーカー (CSW) とは・・・

支え合う地域づくりや地域生活課題の解決に向けて、一定の「地域」のなかで個別支援と地域支援を一体的に進める地域活動を支える専門職です。

## 4. 津野町の地域福祉活動のキーワード

それぞれの地域で世話役や福祉活動をしている人、中学生などから出された意見や思いを基に、津野町の福祉課題を解決し、地域共生社会の実現を目指していくための住民主体の活動のキーワードを示しています。

### 活動のキーワード

#### こんな地域に！こんなことが必要！

##### <つながり>

- あいさつや声掛けを心掛ける（中学生、座談会）
- みんなが助け合う地域になりたい（老人クラブ役員、中学生、座談会）
- 声かけしたら、みんなが手伝ってくれるような地域（老人クラブ役員、中学生、座談会）
- 困ったと言えない人もいる。困っている人がいないか一人一人が気に掛ける（福祉委員、中学生、座談会）
- 定期的な声掛けや地域が一体となった見守り活動の実施（福祉委員）
- 近隣同士の見守り、声掛け、何かあれば行政・社協への連絡体制づくりが必要（配食ボランティア）

##### <活動>

- 若い人でボランティア活動のできる方を育てること（配食ボランティア、サロン世話人）
- 若い人も含めて地域の伝統や文化の継承と一緒に参加していくことが大事。（福祉委員）
- 子どもを通して地域とのつながりを（座談会）

##### <集い>

- 一人暮らし高齢者が多いので、一緒に食事したりは大事（サロン世話人）
- 誰かと一緒に食べるのはうれしい。（配食ボランティア）
- 介護予防の体操もみんなでワイワイやった方がよい。体操も楽しみ（地域サロン）
- とにかく笑うことが大事（地域サロン）
- 少人数でもこの集落でサロンや婦人会を続けたい（地域サロン）
- 耳が聞こえなくなるとサロンに来づらくなる。コミュニケーションがとりづらい（地域サロン、配食ボランティア）
- みんな集まれる場所、趣味を生かせる場が必要（老人クラブ役員）

##### <啓発・相談・学び>

- 情報を知らない人がいる。行き届いていない。気軽に相談できる場が必要（座談会）
- 回覧をまわせない家ができた。回覧も字が小さくて。（老人クラブ役員）
- ボランティア活動が地域に知られていない。広報が必要（配食ボランティア）
- 福祉の情報を若い人にも流す必要がある。（福祉委員）
- 免許返納してシニアカーが増えてくると、本人だけでなく周囲の人の知識も必要（座談会）
- 外から見えない障がいを理解するためにまず関わってもらうことが大事（精神保健ボランティア）
- 高齢になっても元気でいられるように（老人クラブ役員）

#### ■役立つ

- ・高齢者の特技や経験、知識を地域の宝にしめ縄・ぞうりづくり、大工、左官、電気工事、測量士、氏神様のこと……（老人クラブ役員会から）

#### ■集う・交わる

- ・年齢や障害のあるなしにかかわらず地域で気軽に集える場
- ・人と心遣いと情報が集まる地域サロンの活性化
- ・大切な小さなサロンや婦人会活動
- ・ボランティア同士のつながりの拡大
- ・年齢で分けたりしない地域内協働の活動

#### ■学ぶ

- ・福祉活動している仲間同士での学び。楽しい講演会など
- ・地域の学び場。料理教室、シニアカー交通安全教室など
- ・津野町のことをもっと知る

#### ■つなぐ・つながる

- ・配食サービスなどのボランティア活動の継続
- ・若い世代でもボランティア活動がしやすい工夫
- ・ボランティアと地域の高齢者や障がい者とのつながり

#### ■孤立させない

- ・一人暮らしの人も家族介護している人にも声かけ誘い出し
- ・「困った」と言えない人たちの発見とつなぎ
- ・コミュニケーションが取りにくい難聴の人への配慮

#### ■協働する（地域・行政・社協・民生委員）

- ・地域だけで解決できない課題は行政や社協と一体となった取り組み
- ・地域の見守りと「いざ」という時の行政、社協への連絡体制づくり
- ・あったかふれあいセンターと配食ボランティアなど多様なつながり
- ・民生委員と福祉委員の協力体制、話し合いの場づくり
- ・なんでも気軽に相談できる場づくり

## 津野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 津野町に住むすべての人々が、安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現に向け、人々のつながりをさらに深め生活環境を充実させていくための課題を明らかにするとともに、自助・共助・公助の役割分担を行ない、住民と行政が一体となって地域福祉を充実させるための計画を策定することを目的として津野町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2条 この会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 津野町地域福祉計画の策定
- (2) 津野町地域福祉計画の推進と町民への周知
- (3) 津野町地域福祉計画作業部会との連携・調整
- (4) その他目的達成に必要な業務

### (組 織)

第3条 策定委員会の委員は別表1に掲げる者を町長が委嘱する。

2 必要に応じて策定委員会に作業部会を置く。構成は会長が指名するものとし、会長の指示により地域福祉計画策定に必要な作業等を行なうものとする。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は令和4年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 策定委員会には、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

### (会 議)

第6条 この会は必要に応じて会長が招集し、会の運営を総括する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (事務局)

第7条 この会の事務局は、津野町介護福祉課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、役員及び事務局が協議し、これを決定する。

附則 この要綱は、平成23年11月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。

津野町地域福祉計画策定委員会及び事務局

	構成又は課所名	所属	氏名
策定委員	住民を代表する立場	一般町民	井上 文子
	社会福祉を目的とする事業を経営する者	葉山荘施設長	西森 健一
		高原荘施設長	岡田 浩久
	社会福祉に関する活動を行う者	津野町PTA連合会会長	片岡 進
		にじいろ園保護者会会長	北川 智大
		津野町健康づくり婦人会会長	熊田 敬子
		津野町社会福祉協議会会長 津野町民生委員児童委員協議会会長	高橋 保章
		津野町老人クラブ連合会会長	高本 康稔
		津野町障がい（児）者連合会会長	大崎 哲也
		須崎福祉保健所 地域支援室長	山下 泉恵

オブザーバー	須崎福祉保健所	地域支援室 主幹	村石 文香
	高知県社会福祉協議会	権利擁護センター所長補佐 兼 地域・生活支援課課長補佐	鈴木 香

事務局	津野町介護福祉課	課長	下元 丈夫
	津野町健康福祉課	課長	片岡 毅司
	津野町企画調整課	課長	三本 修司
	津野町教育委員会	次長	西森 雅人
	津野町介護福祉課	主監（保健師）	池 香
	津野町健康福祉課	課長補佐	中山 公裕
	津野町健康福祉課	振興監（保健師）	福井 忍
	津野町健康福祉課	主任（社会福祉士）	平井乃梨子
	津野町社会福祉協議会	事務局長	市川 千香
	津野町社会福祉協議会	主任	田上 昌代
	津野町介護福祉課	課長補佐（事務局）	溝渕 敏彦
	津野町介護福祉課	主任（事務局）	阿部 学

